

令和3年度 文教委員会資料 ⑨

【所管事務の調査（報告）】

第5期川崎市男女平等推進行動計画（案）について

資料1

第5期川崎市男女平等推進行動計画（案）概要

資料2

第5期川崎市男女平等推進行動計画（案）

資料3

「第5期川崎市男女平等推進行動計画（案）」について
御意見をお寄せください

市 民 文 化 局

（令和3年11月24日）

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

- ・川崎市では平成 13(2001)年 10 月に施行された「男女平等かわさき条例」に基づき、男女共同参画に係る取組を推進
- ・家庭や働く場における男女間の格差や、女性に対する暴力、固定的な性別役割分担意識は社会に根強く残っている。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大や SDGs など昨今の社会情勢の変化への対応も必要となっている。
- ・「男女平等のまち・かわさき」の実現に向け一層の取組を推進するため、第 5 期行動計画を策定

2 計画策定の背景

(1)世界の動向

- ・平成 27(2015)年 9 月に持続可能な開発サミットにおいて SDGs が採択され、17 の目標のうち 5 番目が「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」と位置付け
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、かねてから社会にあったジェンダー課題を反映し女性及び女児に大きな悪影響を及ぼしており、ジェンダー平等の観点から影響や課題を把握・対応していくことが重要

(2)国の動き

- ・令和 2(2020)年 12 月に「第 5 次男女共同参画基本計画」を策定し、新型コロナウイルス感染症拡大や SDGs の達成に向けた取組の推進を課題等として挙げるとともに、「インクルーシブな社会の実現」など多様性の視点も強調
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和 2(2020)年 9 月に「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」が設置され、女性の雇用や生活への影響や政策課題の検討を実施
- ・令和 3(2021)年 3 月に「地域女性活躍推進交付金」の中に地方公共団体が相談支援などを行う「つながりサポート型」メニューを追加

(3)川崎市の状況

- ・世帯構成については単独世帯の増加が顕著になる一方で「夫婦と子供から成る」核家族世帯が全体に占める割合は減少しており、単身、ひとり親、事実婚、同性カップルなど家族形態の多様化も進んでいる。

3 第4期行動計画の取組状況及び現状と課題

(1)第4期行動計画の取組状況

目標Ⅰ 男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進

- ・毎年度「川崎市男女平等推進週間」における啓発の実施
- ・「第 3 期川崎市DV防止・被害者支援基本計画」の策定
- ・若年層に対するデートDV防止啓発の実施

目標Ⅱ 働く場における男女共同参画の推進

- ・中小企業を対象にした「かわさき☆えるぼし」認証制度の創設・推進
- ・生産性向上や働き方改革に向けた専門家無料派遣相談等の実施

目標Ⅲ 地域でいきいきと暮らすための男女共同参画の推進

- ・「かわさき男女共同参画ネットワーク」における情報交換やフォーラムの開催
- ・「川崎市パートナーシップ宣誓制度」の創設

数値目標の達成状況

- ・7 つの数値目標のうち男性職員の育児休業取得割合及びワーク・ライフ・バランスの取組を行っている事業所割合の目標は達成
- ・第 4 期行動計画で充実を図った女性活躍推進に係る審議会等や女性管理職に係る目標は未達成

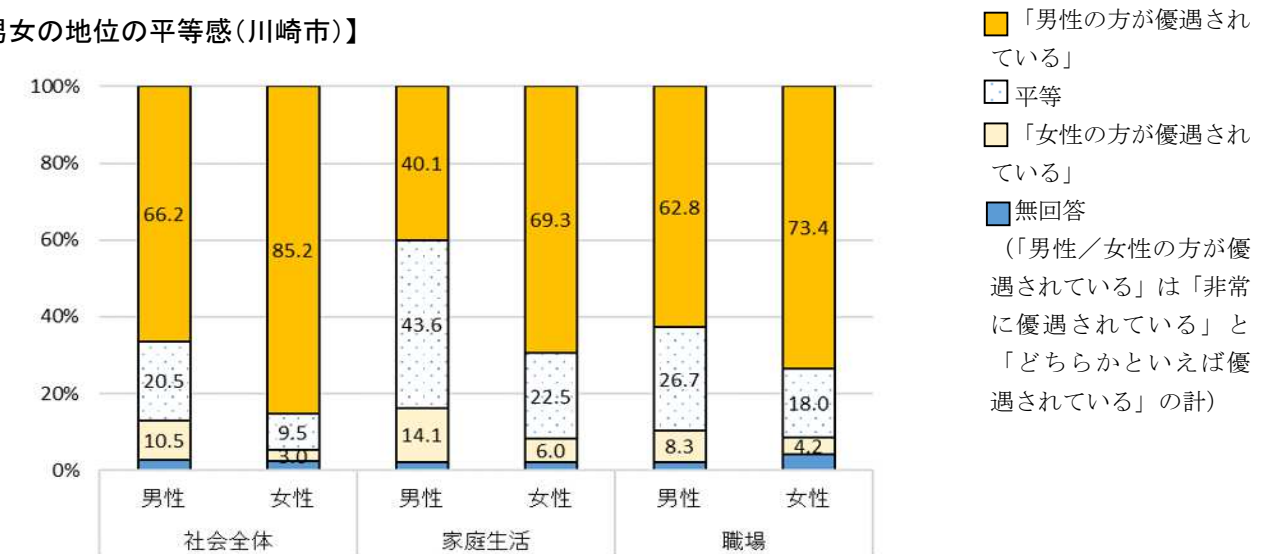
(2)現状と課題

ア 男女共同参画やジェンダー平等に係る理解

○現状

- ・固定的な性別役割分担意識については経年で市民の意識の変化が見られるが、男女の地位の平等感については「男性の方が優遇されている」と回答する人の割合が高い。

【図表 男女の地位の平等感(川崎市)】



(資料) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書 (H31)

○課題

- ①引き続き固定的な性別役割分担意識を解消していくとともに、だれもが性に関する思い込み(アンコンシャス・バイアス)があるという前提のもと、様々なライフスタイルが尊重される意識の醸成を図る必要がある。
- ②市の施策事業が男女共同参画の視点から推進されるよう、市職員の意識啓発を図る必要がある。
- ③男女平等施策においても、性のあり方の多様性を踏まえた性的マイノリティの人々の包括が必要となっている。

●第5期行動計画への反映

- ・目標Ⅰを「男女共同参画に係る教育・啓発の推進」と位置づけ、市民や市職員に対する啓発に取り組む。
- 【→目標Ⅰ基本施策1、2】

第4期行動計画

目標Ⅰ
男女の人権尊重及び家庭・教育における
男女共同参画の推進



第5期行動計画

目標Ⅰ
男女共同参画に係る教育・啓発の推進

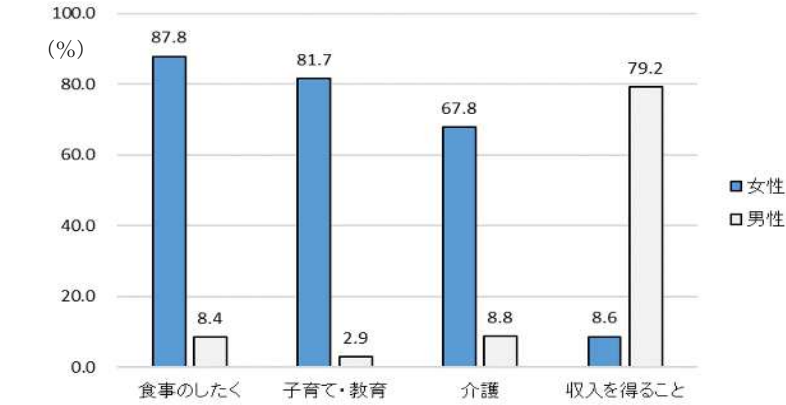
イ 働く場・家庭における男女共同参画

○現状

- ①審議会等委員及び市役所管理職に占める女性の割合は大きく改善が見られない状況にある。
- ②本市の女性の労働力率は改善傾向にあるものの、無業者のうち就業を希望する女性が多いとともに、育児等を理由に求職活動に至っていない女性も多い状況がある。
- ③男女ともにワーク・ライフ・バランスの取れた生活を希望する人は多いが、現実には、女性は「家庭生活優先」、男性は「仕事優先」となる人が多くなっている。
- ④家事・育児・介護の分担状況では、収入を得ることは男性に偏っており、家事・育児等は女性に偏っている。

第1章 計画の策定に当たって

【図表 家庭の分担状況（川崎市）】



（資料）かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書（H31）

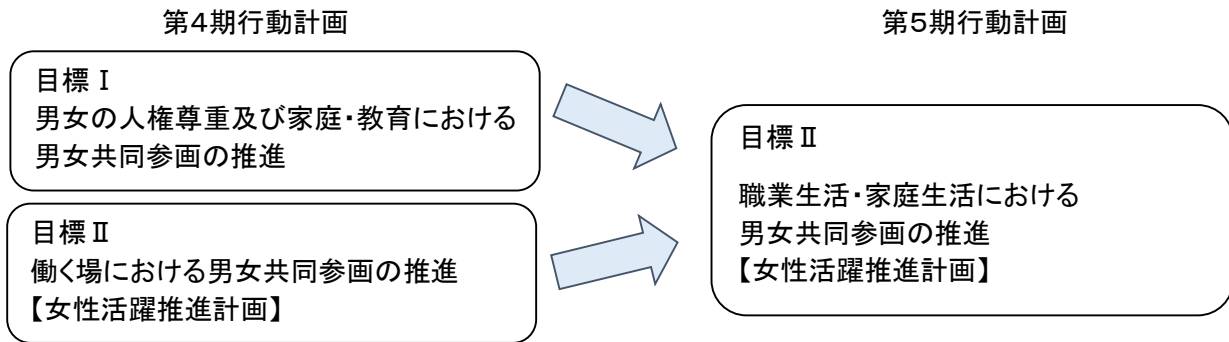
○課題

- 政策・方針決定過程への女性の参画拡大や女性のキャリア形成支援を行うとともに、ライフイベントに応じた働き方が実現できるよう子育て・介護支援や、働き方改革、男性の家庭・地域生活への参画を推進していく必要がある。

●第5期行動計画への反映

- 目標Ⅱを「職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進」と位置づけ、働く場における女性の活躍推進と働き方改革、家庭生活における男性の参画促進を一体的に推進する。

【→目標Ⅱ基本施策3、4、5、6、7】

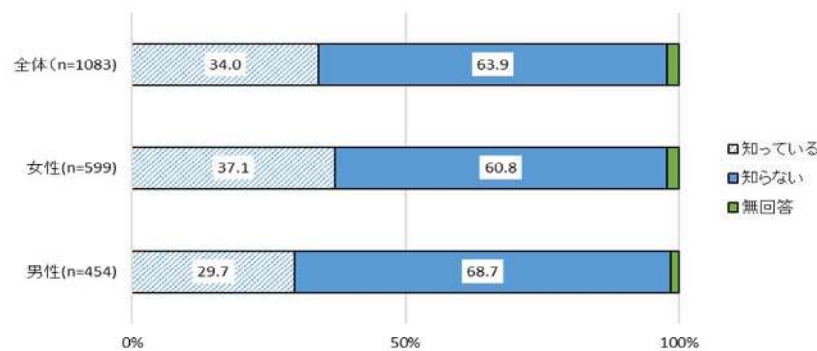


ウ 地域において様々な困難を抱える女性に対する支援

○現状

- DVに関する相談件数は増加傾向にあり、被害の多様化・複雑化が顕在化しているが、男女ともに6割以上の方がDVに関する相談窓口を「知らない」と回答するなど認知度は低い状況となっている。
- 全国的に、若年女性が被害者となる性暴力や性犯罪の多様化・深刻化、「生理の貧困」問題が顕在化している。

【図表 DV相談窓口の認知度（川崎市）】



（資料）かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書（H31）

○課題

- 人権尊重の観点から暴力防止に向けた教育・啓発を推進するとともに、被害者の状況やニーズに応じた切れ目のない支援を関係機関が連携して行っていくことが必要となっている。
- 特に若年層に対しては、支援に繋がるよう相談窓口の周知を行っていくとともに、実際に抱える困難やニーズ等について実態把握を行うことが求められている。

●第5期行動計画への反映

- 女性に対するあらゆる暴力の防止や生活上の困難を抱えた女性への支援を、目標Ⅲ「地域における男女共同参画の推進」に位置付け地域のネットワークの中で取組を進める。

【→目標Ⅲ基本施策8、10】

エ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う状況の変化

○現状

- 内閣府「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」から、
- 全国的に女性労働者数の減少、有配偶女性の非労働力化、シングルマザーの失業率の増加が顕在化している。
 - 在宅時間の増加等により、DVや性暴力被害の増加、女性自殺者数の増加が把握されている。

○課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響は長期化するにつれて、さらに深刻な影響をもたらす可能性がある。

●第5期行動計画への反映

- 感染症をはじめ、社会環境の変化が市民生活に及ぼした影響の検証を男女共同参画の視点から推進する。
- 就労支援やDV被害者支援など、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている施策については、検証結果を踏まえ、性別によって受ける影響は異なる点に留意して推進する。

【→目標Ⅰ基本施策2、目標Ⅱ基本施策4、5、6、7、目標Ⅲ基本施策8、9、10、11】

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本的な考え方

- 川崎市男女平等推進行動計画は、条例に基づき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するために策定するもの
- 第5期計画で目指すべき男女共同参画の具体像として3つの目標の下に11の基本施策と46の施策を体系的に位置付け、取組を推進する。

2 計画の位置づけ

- 男女平等かわさき条例第8条に基づく、男女共同参画社会基本法第14条の「市町村男女共同参画計画」
- 川崎市総合計画第3期実施計画及び本市各種計画との整合性を図りながら推移していく計画
- 目標Ⅱ「職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進」は女性活躍推進法第6条の「市町村推進計画」
- SDGsのジェンダー平等に係る「目標5」と方向性を共有する計画

3 計画期間

令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4年間

4 体系

別紙参照

第3章 施策の展開

目標Ⅰ 男女共同参画に係る教育・啓発の推進

- ・家庭、学校、働く場、地域などあらゆる場面において、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた教育・啓発を推進し、性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の形成に向けた理解の促進に取り組む。

基本施策 1 男女共同参画の理解の促進

- ・あらゆる場面において、幅広い年齢層を対象とした教育・啓発を進める。
- ・特に男女共同参画が持続可能な社会に向けた重要な課題として認識が進むよう、男性に対する啓発、性の多様性に関する理解の促進、SDG s 等に係る情報発信を行う。

○主な施策事業

- ・男女共同参画に関する広報・啓発の推進
- ・男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進
- ・性の多様性や性的マイノリティの人々の人権尊重についての理解の促進

基本施策 2 男女共同参画の視点に立った施策の推進

- ・社会環境の変化が市民生活に及ぼした影響の検証を男女共同参画の視点から推進する。
- ・男女共同参画の視点に立った広報資料の作成や、ジェンダー統計について、市職員の理解を促進する。

○主な施策事業

- ・市職員の意識改革
- ・ジェンダー統計の推進及び男女共同参画社会の形成に及ぼす影響把握の実施

目標Ⅱ 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進

- ・職業生活における女性の活躍推進と併せて、家庭生活における男性の参画促進、仕事と生活の両立に向けた働き方改革の一体的な推進に取り組む。

基本施策 3 政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大

- ・市の政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画を促進するとともに、働く場や地域社会に対して情報提供等を行う。

○主な施策事業

- ・審議会等委員への女性の参画の推進
- ・女性職員のキャリア形成支援と登用の推進

基本施策 4 働く女性・働きたい女性へのキャリア形成支援

- ・ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方を実現できるよう、女性を対象にした就労支援やキャリア形成支援を推進する。
- ・子どもたちが、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに進路を選択できるよう、キャリア教育を推進する。

○主な施策事業

- ・働く女性の就業継続とキャリアアップ支援の推進
- ・多様な選択を可能とする教育・学習機会の提供

基本施策 5 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた環境づくり

- ・仕事と家庭生活の両立が可能となる職場環境づくりに向けて、子育て支援施策等の推進、長時間労働の是正、ハラスメント防止に取り組む。

○主な施策事業

- ・多様で柔軟な働き方の実現に向けた働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進
- ・働く場におけるハラスメントの防止と被害者支援の推進

基本施策 6 家庭生活への男性の参画促進

- ・働き方改革や、育児や介護に関する制度を使用しやすい環境の整備と併せて、男性が家事・育児・介護へ積極的に参画する働きかけを行い、誰もが主体的に家庭生活を営むことができるよう取組を推進する。

○主な施策事業

- ・家事・子育て・介護における男性の主体的な参画の促進

基本施策 7 女性活躍や働き方改革に向けた企業の取組の促進

- ・女性活躍や働き方改革の取組が中小企業を含め幅広く浸透していくよう、「かわさき☆えるぼし」認証制度等による企業への支援や啓発活動や情報提供を通じて、企業の積極的な取組を促進する。

○主な施策事業

- ・女性の活躍推進や働き方改革に取り組む企業への支援の推進

目標Ⅲ 地域における男女共同参画の推進

- ・地域防災活動を始めとする様々な地域活動、DV被害者や貧困など困難を抱える女性への支援、生涯にわたる健康支援など、多様な地域課題を男女共同参画の視点から推進する。

基本施策 8 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援

- ・被害者が一人で抱え込まず安心して身近な相談窓口にご相談できるよう、相談窓口の周知と関係機関と連携した被害者支援を行う。
- ・性暴力や性犯罪の被害が低年齢化・深刻化していることを踏まえ、若年層に対する予防啓発や被害者支援を推進する。

○主な施策事業

- ・ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進
- ・若年層に対する暴力の防止と被害者支援の推進

基本施策 9 地域活動における男女共同参画の推進

- ・女性は地域防災活動や、高齢者福祉や子育て、環境活動など地域で行われる様々な活動に関わってきたが、方針決定過程への参画は十分に確保されているとは言い難く、女性の参画拡大に向けた理解を促進する。

○主な施策事業

- ・地域活動における方針決定過程への女性の参画促進
- ・男女共同参画の視点に立った地域防災の推進

基本施策 10 男女共同参画の視点に立った貧困など複合的な困難に対する支援

- ・昨今顕在化している「生理の貧困」のように、貧困等生活上の困難に対する支援を行う際は、課題やニーズが男女で異なることを踏まえ、誰もが地域で安心して暮らせる環境づくりを推進する。

○主な施策事業

- ・貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
- ・性的マイノリティの人々の人権尊重に向けた取組の推進

基本施策 11 生涯を通じた健康支援

- ・男女で異なる健康上の問題に直面することや、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点を踏まえながら、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など人生の各段階を通じて健康支援を行う。

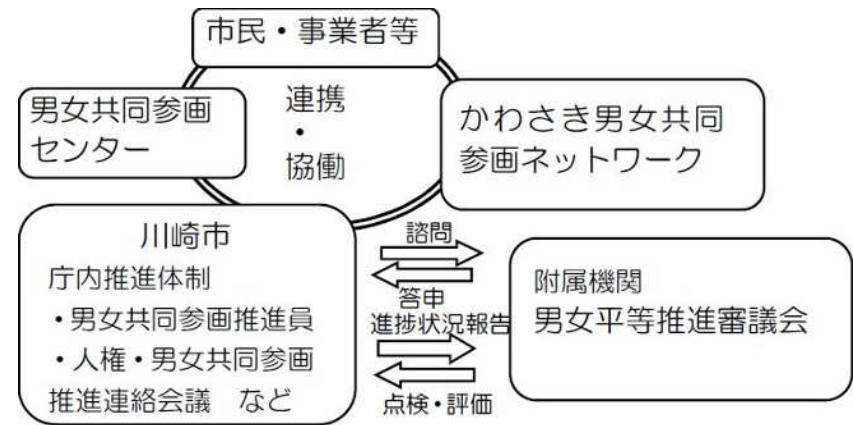
○主な施策事業

- ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）や健康に関する正しい知識の普及啓発の推進

第4章 計画の推進について

1 推進体制

- 第5期行動計画の推進においては、附属機関である川崎市男女平等推進審議会、庁内の関係会議等、本市の男女平等の拠点施設である川崎市男女共同参画センター、かわさき男女共同参画ネットワーク（すくらむネット21）による推進体制のもと取組を進める。



2 計画の点検・評価

- ①行政による自己評価（進捗状況調査と男女共同参画推進員による点検）、
- ②審議会による評価（行政の自己評価結果の確認、審議会によるヒアリング調査）を行い、
 - ①及び②をまとめた年次報告書を、毎年公表する。

3 数値目標

- 第5期行動計画を着実に推進していくため、次のとおり数値目標を設定し、目標達成に向け、啓発や各事業の取組の一層の推進を図る。

〔第5期行動計画の数値目標〕

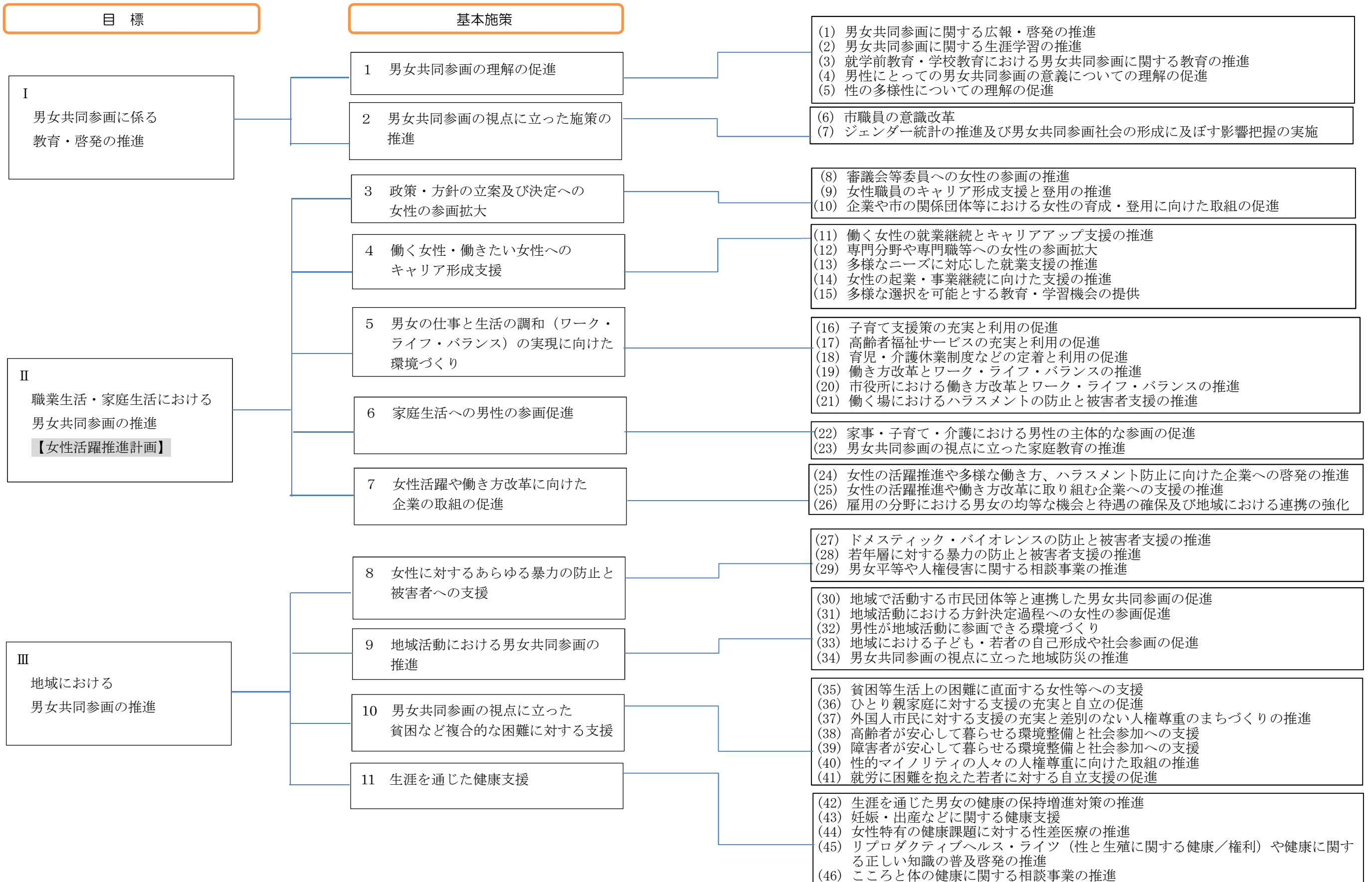
項目【事業番号】	現状値【年度】	目標値【令和7（2025）年度】
性別にかかわらず、自分の個性や能力を発揮できる状況であると思う市民の割合（男女が平等になっていると思う市民の割合）	32.5% 【令和元（2019）年度】	33%以上
市の審議会等委員に占める女性の割合 【21】	31.2% 【令和3（2021）年度】	40%以上
女性委員ゼロの審議会等の数 【22】	22 【令和3（2021）年度】	0
市役所課長級職員に占める女性の割合 【25】	24.0% 【令和3（2020）年度】	30%以上
就業に関する総合相談窓口「キャリアサポートかわさき」における女性年間就職決定者数 【35】	236人 【令和2（2020）年度】	278人以上
ワーク・ライフ・バランスの取組を行っている事業所割合 【54】	76.8% 【令和2（2020）年度】	79.0%以上
配偶者が出産した市役所職員に占める育児休業取得者割合 【57】	17.8% 【令和2（2020）年度】	30%以上
「かわさき☆えるぼし」認証企業数 【71】	59 【令和2（2020）年度】	100以上

今後のスケジュール

- 令和3年11月26日 パブリック・コメント手続きの開始
- 令和3年12月 パブリック・コメント市民説明会の開催
- 令和3年12月26日 パブリック・コメント手続きの終了
- 令和4年3月 「第5期川崎市男女平等推進行動計画」の策定・公表

目 標

基本施策



(案)

第5期川崎市男女平等推進行動計画 ～かわさき☆かがやきプラン～

(令和 4(2022)年度～令和 7(2025)年度)

川崎市

令和 4(2022)年 月

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	2
（1）世界の動向	2
（2）国の動き	2
（3）川崎市の状況	3
3 第4期行動計画の取組状況及び現状と課題	6
（1）第4期行動計画の取組状況	6
（2）現状と課題	9
第2章 計画の基本的な考え方	25
1 基本的な考え方	25
2 計画の位置付け	26
3 計画期間	26
4 第5期川崎市男女平等推進行動計画体系図	27
第3章 施策の展開	29
目標Ⅰ 男女共同参画に係る教育・啓発の推進	29
基本施策1 男女共同参画の理解の促進	29
基本施策2 男女共同参画の視点に立った施策の推進	31
目標Ⅱ 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進	34
基本施策3 政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大	34
基本施策4 働く女性・働きたい女性へのキャリア形成支援	35
基本施策5 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた環境づくり	37
基本施策6 家庭生活への男性の参画促進	40
基本施策7 女性活躍や働き方改革に向けた企業の取組の促進	41
目標Ⅲ 地域における男女共同参画の推進	44
基本施策8 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援	44
基本施策9 地域活動における男女共同参画の推進	46
基本施策10 男女共同参画の視点に立った貧困など複合的な困難に対する支援	49
基本施策11 生涯を通じた健康支援	53
第4章 計画の推進について	55
1 推進体制	55
2 計画の点検・評価	57
3 数値目標	57

本計画における用語の使用について

「男女平等」とは誰もが性別にかかわらず、人権が尊重され、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができることを意味します。本市では「男女平等かわさき条例」に基づき「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けた取組を進めてきました。近年は、平成 27（2015）年に国連でSDGs（持続可能な開発目標）の目標5が「ジェンダー平等」として位置付けられたことを受け、持続可能な社会を形成する上でジェンダー平等が重要だという認識が広まっています。ジェンダーとは、生まれ育った環境から生じる男女の違い（性差）や、社会的に決められた男女の役割（性役割）などを表す言葉です。SDGsの目標5は、これまでの「男女平等」に向けた取組と方向性を共有するものであり、本計画では、条例に基づく箇所では「男女平等」を、SDGsを踏まえた箇所では「ジェンダー平等」を使用しています。

なお、男女平等及びジェンダー平等の達成に向けては、男女が均等に社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることが重要です。国では、平成 11（1999）年に、「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会として「男女共同参画社会」を位置付けました。本市においても、「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けては、性別にかかわらず、一人ひとりが個性や能力を発揮できる「男女共同参画社会」を形成することが重要だという認識のもと、施策を推進していきます。

※なお、本文中で「＊」をつけている用語は、参考資料の「用語解説」に掲載しています。

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

川崎市では、男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」の実現を目指すため、平成 13(2001)年 10 月に「男女平等かわさき条例」(以下「条例」という。)を施行しました。

また、平成 16(2004)年 5 月には、条例に規定する基本理念に基づき、「川崎市男女平等推進行動計画〜かわさき☆かがやきプラン〜」(以下「行動計画」という。)を策定し、その後、社会状況の変化に対応しながら取組を充実させ推進していくために、平成 21(2009)年 3 月には第 2 期行動計画を、平成 26(2014)年 3 月には、第 3 期行動計画を策定しました。そして、平成 30(2018)年 3 月には、平成 27(2015)年 8 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)」(以下、女性活躍推進法」という。)が成立したことを受け、働く場における男女共同参画に係る施策を充実させた第 4 期行動計画を策定し、取組を推進してきました。

令和 3(2021)年は条例制定から 20 年目となる節目の年となりますが、条例の理念である「男女平等」を取り巻く環境も変化しています。まず、性に関わる人権については、近年、旧来より取り組んできた女性の人権尊重に加え、性的マイノリティ*の人々の人権尊重も重要な政策課題となっています。男女共同参画社会の形成に向けては、性的マイノリティの人々も含めて、性別にかかわらず、誰もがその個性と能力を十分に発揮することを推進する取組が必要です。また、条例で目指す「男女平等」については第 3 条で市の役割として「男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女のいずれかの参画が十分になされていない場における男女の平等な参画の機会の確保」に取り組むことを位置付け、形式的平等に留まらず、「公正」な社会に向け実質的平等を確保する取組を進めてきました。しかしながら、家庭や働く場における男女間の格差や、女性に対する暴力、固定的な性別役割分担意識は社会に根強く残っています。特に、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これらの課題が顕在化するとともに、複雑かつ深刻化しています。さらに、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」(以下「SDGs」という。)の原則である「誰一人取り残さない」社会の構築に向け、男女共同参画の視点から課題解決に取り組むことが求められています。

こうした社会情勢の変化に対応しながら、「男女平等のまち・かわさき」の実現に向け一層の取組を推進するため、本計画を「第 5 期川崎市男女平等推進行動計画」とし、男女共同参画の視点から施策を計画的かつ総合的に推進していきます。

条例の基本理念

- 男女が共に職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場(以下「あらゆる場」という。)において、個人として自立し、自由に生き方を選ぶとともに、多様な生き方及び個性を互いに尊重し、責任を分かち合うこと。
- 男女が共にあらゆる場において、社会における制度、慣行、意識等に起因する性別による差別的取扱いを受けることなく、人権が尊重されること。
- 社会のあらゆる分野における立案、決定その他の活動に男女が平等に参画する機会を確保し、個人が本来持っている能力を十分に発揮すること。
- 男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができること。
- 地域社会を構成するすべての者が、自らの意思と相互の協力により、積極的に男女平等を推進し、生活する者にとって快適な生活優先型社会を創造すること。

2 計画策定の背景

(1) 世界の動向

国際社会においては、平成 7 (1995) 年 9 月の第 4 回世界女性会議において採択された「北京宣言及び行動綱領」がジェンダー平等に向けた国際的基準となり、以降 5 年ごとに世界全体で進捗と課題を振り返る取組が行われてきました。平成 27 (2015) 年 9 月には、持続可能な開発サミット*において、誰一人取り残さない (Leave no one behind) 社会の実現に向け、SDGs が採択されました。SDGs では、17 の目標のうち 5 番目を「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」と位置付け、これに基づき国際的な取組の加速化が図られています。

さらに、令和 2 (2020) 年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、生活、社会、経済に深刻な影響を与え、かねてから社会にあったジェンダー*課題を顕在化させています。国際連合は令和 2 (2020) 年 4 月の報告書で、新型コロナウイルス感染症は、健康、経済、安全、社会保障に至るあらゆる領域において、女性及び女児に大きな悪影響を及ぼしていると指摘しました。ジェンダー平等の観点から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響や課題を把握し、的確に対応していくことが国際社会全体で重要となっています。

(2) 国の動き

国においては、平成 11 (1999) 年 6 月に「男女共同参画社会基本法 (平成 11 年法律第 78 号)」(以下「基本法」という。)を制定し、男女共同参画社会の実現を「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付け、男女共同参画社会の形成の促進や女性活躍推進に資する施策を推進してきました。

近年では、長時間労働の是正に向けて平成 30 (2018) 年 7 月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(以下「働き方改革法」という。)が成立するとともに、令和元 (2019) 年 6 月に「女性活躍推進法」が改正され女性活躍に関する情報公表が強化されるなど、働き方改革や女性活躍推進が重点的に進められています。また、男性の育児休業の取得促進を図るため、令和 3 (2021) 年 6 月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (平成 3 年法律第 76 号)」が改正されました。政治分野における女性の参画については、日本が国際的に遅れている状況を鑑みて、平成 30 (2018) 年 5 月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 (平成 30 年法律第 28 号)」が成立しました。女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けては、令和元 (2019) 年 6 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成 13 年法律第 31 号)」(以下「DV 防止法」という。)が改正され、令和 2 (2020) 年 6 月には、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が策定されました。そのほか、災害時における男女共同参画の推進に向けて、令和 2 (2020) 年 5 月に「防災基本計画」が改定されるとともに、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が策定されています。

このように、国は男女共同参画社会の形成に向けて様々な取組を進めてきたところであり、昨今の社会情勢の変化を踏まえ、令和 2 (2020) 年 12 月に「第 5 次男女共同参画基本計画」(以下「第 5 次計画」という。)が策定されました。第 5 次計画では、「新型コロナウイ

ルス感染症拡大と『新たな日常』への対応」や「SDGsの達成に向けた世界的な潮流」などを「社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題」として挙げています。また、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、『男女』にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向*・性自認*（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブ*な社会の実現にもつながるものである」と多様性の視点が強調されました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が女性に深刻な影響を与えていることを踏まえ、国では令和2(2020)年9月に有識者等で構成される「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」を設置し、感染症の拡大が女性の雇用や生活等に与えている影響と、女性の視点からの政策課題の検討が行われました。同研究会は、令和2(2020)年11月に国に対して緊急提言を行うとともに、審議の結果を「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書～誰一人取り残さないポストコロナの社会へ～」としてまとめ、令和3(2021)年4月に公表しました。また、新型コロナウイルス感染症の長期化により、様々な困難や不安を抱えながらも支援が届いていない女性が多くいることを踏まえ、国は令和3(2021)年3月に、孤独・孤立で不安を抱える女性が社会との絆やつながりを回復することができるよう、地方公共団体がNPOなどの知見を活用してきめの細かい寄り添った相談支援などを行う「つながりサポート型」メニューを「地域女性活躍推進交付金」に追加しました。

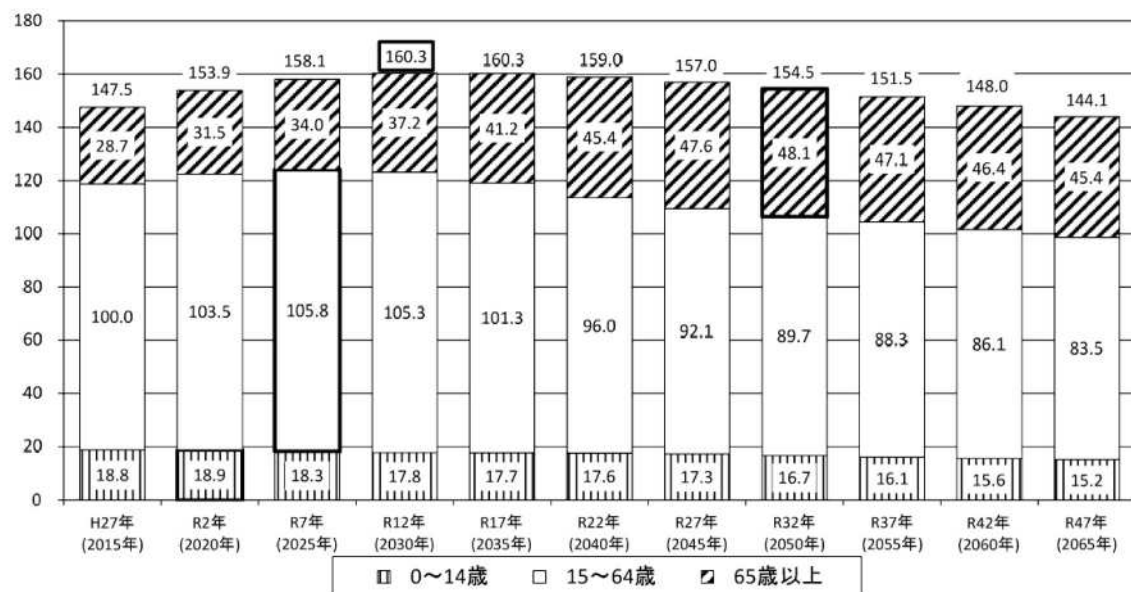
(3) 川崎市の状況

川崎市では、平成13(2001)年10月に条例を施行し、「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けた取組を進めてきました。平成30(2018)年3月に策定した第4期行動計画では、第3期行動計画で打ち出した市民の暮らす3つの生活の場という考え方を継承しながら、基本法と女性活躍推進法に基づく市町村計画として一体的に策定し、女性活躍推進に係る取組を充実させました。また、第4期行動計画の推進に当たって、川崎市の男女平等施策の推進拠点である川崎市男女共同参画センターでは、「調査研究」、「相談」、「情報の収集提供」、「研修会、講演会等の開催」、「市民の学習、研修及び交流の活動支援」など、幅広い事業を実施しています。これまで、第1期から第4期までの行動計画に基づき取組を推進してきたところですが、川崎市を取り巻く人口構成や社会情勢も変化しており、こうした変化に対応した施策の推進が求められています。

ア 人口・世帯構成の状況

社会全体で高齢化が進む中、川崎市では大規模な再開発事業等により、人口増加が続いており、令和2(2020)年10月現在、総人口は153万9,081人となっています。令和3(2021)年4月に策定した川崎市将来人口推計では、総人口は令和12(2030)年まで増加、生産年齢人口は令和7(2025)年まで増加を続け、その後は減少することが想定されています。また、65歳以上の老年人口は当面増加を続け、令和7(2025)年頃までの間にその人口割合が21%を超え、超高齢社会が到来すると想定されています。

〔図表 1〕 川崎市の将来人口推計



(資料) 川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計

世帯構成については、全体の世帯数は増加傾向にあります。特に単独世帯の増加が顕著になっています。一方で、「夫婦と子供から成る」核家族世帯が全体に占める割合や、3世代が同居する世帯数は減少傾向にあります。単身、ひとり親、事実婚、同性カップルなど様々な生き方がある中で、家族形態の多様化も進んでいます。

〔図表 2〕 家族類型別の世帯数と割合 (川崎市)

	総数 (世帯の 家族類 型)	不詳除く	親族世帯									非親族 を含む 世帯数	%	単独 世帯数	%	(再掲) 3世代 世帯数	%
			核家族						核家族 以外の 世帯数								
			夫婦の みの世 帯数	%	夫婦と子 供から成 る世帯数	%	男親また は女親と 子供から 成る世帯 数	%									
H12(2000)年	539,836	539,836	94,029	17.4	167,744	31.1	35,752	6.6	33,166	6.1	3,879	0.7	205,266	38.0	20,542	3.8	
H17(2005)年	592,578	592,578	107,665	18.2	170,909	28.8	40,683	6.9	32,863	5.5	5,807	1.0	234,651	39.6	19,116	3.2	
H22(2010)年	660,400	660,344	114,906	17.4	181,210	27.4	45,400	6.9	29,698	4.5	8,500	1.3	280,630	42.5	17,045	2.6	
H27(2015)年	689,886	681,701	119,855	17.6	184,855	27.1	47,026	6.9	26,211	3.8	9,106	1.3	294,648	43.2	14,517	2.1	

※上記図表の「子供」には、20歳以上を含む。

(資料) 平成 12(2000)・17(2005)・22(2010)・27(2015)年国勢調査

イ 企業や働く人の状況

川崎市には約4万の民営事業所があり、全国的に事業所数は減少していますが、本市の事業所数は増加傾向にあります。また、事業所のうち99%以上が従業員300人未満となって

おり、従業員 300 人未満の事業所で働く人の割合は約 75%となっています。産業別に見ると、事業所は「卸売業、小売業」が一番多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」の順で多くなっています。ただ、産業の情報化、サービス化といった産業構造の変化に伴い、近年は「医療、福祉」、「教育・学習支援業」、「学術研究、専門・技術サービス業」の事業所が増加しています。また、産業大分類別の従業者数を男女別にみると、男性従業者は「製造業」（構成比 16.8%）、「卸売業・小売業」（16.0%）、「情報通信業」（9.9%）の順で多くっており、女性従業者は、「医療、福祉」（23.4%）、「卸売業、小売業」（22.2%）、「宿泊業、飲食サービス業」（13.7%）の順で高くなっています¹。

川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）

川崎市男女共同参画センターは、平成 11(1999)年に、条例に基づき設置された市の施設です。性別にかかわらず男女があらゆる分野で持てる力を発揮できる男女共同参画を推進する活動拠点として、主に次の事業を行っています。

1 調査・研究

男女共同参画社会の実現に向けた取組を効果的に行うために、「かわさきの男女共同参画に関するアンケート」の実施や「かわさきの男女共同参画データブック」の作成、「男女共同参画の視点からの防災」に関する事業ニーズと課題の把握など、さまざまな調査・研究を行っています。

2 相談

女性のための総合相談、男性のための電話相談、就労及び就労継続のためのキャリア相談や自助グループへの支援などを行っています。

3 情報収集及び提供

ホームページ、情報誌「すくらむ」やメールマガジンの発行、書籍の貸し出しなどを通じて、すくらむ21の活動や男女共同参画に関する情報を発信しています。

4 市民の学習、研修及び交流の活動の支援

ワーク・ライフ・バランス、防災、男性の子育てや地域活動への参画、再就職・就業継続・起業支援などさまざまなテーマで講座や研修を行っています。また、地域団体や事業所への出前講座の実施、市民団体や事業者・事業団体との連携による講座やイベントの開催を通じて、市民同士の交流や活動を支援しています。

所在地：川崎市高津区溝口 2 - 20 - 1

ホームページ <https://www.scrum21.or.jp/study/research>

¹ 数値は「川崎市の経済—平成 28 年経済センサス-活動調査結果（確報）」を参照

3 第4期行動計画の取組状況及び現状と課題

(1) 第4期行動計画の取組状況

第4期行動計画では、「家庭・教育」、「働く場」、「地域」という市民が暮らす3つの生活の場ごとに基本目標を掲げ、その下に10の基本施策、51の施策を位置付け取組を進めてきました。また、第4期行動計画を着実に推進していくため、7つの数値目標を設定しました。主な取組状況と目標の達成状況は次のとおりです。

目標Ⅰ 男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進

・男女共同参画の理解の促進に向け、毎年6月23日から6月29日までを「川崎市男女平等推進週間」とし、パネル展示やイベントを開催しました。また、幼少時から固定的な性別役割分担意識に捉われることなく、多様な生き方を選択できるよう、毎年度、市内小学校に通う全ての小学3年生に対し、男女平等教育参考資料「自分らしくかがやく」の配布を行いました。

・配偶者等からの暴力（以下「DV*」という。）を許さない社会づくりを推進することは、男女共同参画社会を形成していく上での重要な課題です。これまでの取組を踏まえながら、被害の複雑化と被害者状況の多様化などの様々な課題に対応するため、令和2(2020)年2月に「第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画」を策定しました。同計画に基づき、被害者支援体制及び被害者支援を担う関係者の人材育成を充実し、関係機関や民間団体との一層の連携・協力のもと、被害者の相談から自立までの切れ目のない支援を行っていくとともに、若年層に対するデートDV防止対策の対象を拡大し、啓発の強化を行いました。

・性別に係る悩みや課題等の解決を支援することを目的に、川崎市男女共同参画センターでは、女性のための総合相談と男性のための電話相談を実施しました。

・男女共同参画社会の形成に向けては、女性への支援が強調されることが多いですが、固定的な性別役割分担意識を背景に、男性の生き方は仕事中心となりやすく、家庭生活や地域活動への参加が難しい状況があります。こうした状況を踏まえ、川崎市男女共同参画センターでは、男性が主体となって企画運営を行う市民団体と連携した子育てサロン等を開催し、地域における父親のネットワーク構築を促進しました。

目標Ⅱ 働く場における男女共同参画の推進

・市の審議会等への女性の参加促進に向け、委員選任の際は審議会等所管課（室）と事前協議を実施するとともに、毎年度調査を実施し、現状の課題と今後の方向性を示した「川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査報告書」を作成しました。

・市役所女性職員のキャリア形成と働きやすい環境づくりに向け、「女性活躍推進特定事業主行動計画」に基づき、管理職への研修やメンター制度を実施しました。

・女性一人ひとりが様々なライフイベントに対応しながら希望する働き方が実現できるよう、川崎市男女共同参画センターでは、就労継続・再就職支援、女性リーダー養成、女性起業家支援など、多様な女性の活躍推進に向けた学習研修事業を実施しました。また、川崎市就業相談窓口「キャリアサポートかわさき」では、女性向け就職準備セミナーや託児サービ

ス付き相談を行い、女性の就業支援を実施しました。

- ・市役所における男性職員の育児休業取得促進に向け、職員子育て応援ガイドブックの周知などを行いました。

- ・中小企業における生産性向上や働き方改革に向け、平成 30(2018)年度に専門家無料派遣相談を開始し、専門アドバイザー派遣等により、企業の働きやすい職場環境づくりに向けた取組を支援しました。

- ・市内中小企業の女性活躍を推進することを目的に、平成 30(2018)年度に「かわさき☆えるぼし」認証制度*を創設しました。令和 3 (2021)年 3 月現在、59 社が認証企業となっており、認証を契機に企業が女性従業員の育成・登用や働き方改革に向けた取組を強化するなどの傾向が見られます。

目標Ⅲ 地域でいきいきと暮らすための男女共同参画の推進

- ・市、市民、事業者が連携・協働し、男女共同参画に関する意見や情報を交換する場である「かわさき男女共同参画ネットワーク*」（参加 44 団体）では、毎年度、女性活躍やワーク・ライフ・バランスなどテーマ設定を行い、テーマに基づいて「男女平等かわさきフォーラム」を開催しました。

- ・川崎市男女共同参画センターでは、女性市民団体と協働し、出前形式で地域防災訓練等において、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進に向けた啓発を行いました。また、ひとり暮らしの高齢者が増加している現状を踏まえ、災害時に高齢女性が抱える困難や日頃からできる減災の取組を紹介した「シニアシングル女性のためのサバイバル読本 日頃から備える防災・減災」を令和 2 (2020)年 2 月に発行しました。

- ・全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、令和元(2019)年 12 月に「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第 35 号）」を制定しました。

- ・性的マイノリティ当事者が、パートナーと共に生活をしていきたいという気持ちを川崎市が受け止めることとし、当事者カップルによるパートナーシップ宣誓の事実を公的に認める「川崎市パートナーシップ宣誓制度」を令和 2 (2020)年 7 月に創設しました。令和 3 (2021)年 9 月現在 52 件の宣誓があり、日常生活における様々な場面で活用されることが期待されます。

数値目標の達成状況

第 4 期行動計画では、次のとおり 7 つの数値目標を設定して取組を進めてきました。第 4 期行動計画策定時の数値と現状値を比較すると、5 つは数値が改善し、2 つは目標値を達成しました。しかしながら、現時点で目標値を達成できなかったものが 5 つあります。特に、第 4 期行動計画では、女性の活躍推進に係る施策の充実を図ったところですが、政策・方針決定過程に係る目標である審議会等委員及び市役所課長級に占める女性の割合は、ともに大幅な改善が見られず、未達成となっています。

〔第 4 期行動計画の数値目標〕

項 目	計画策定時 【年度】	現状値 【年度】	目標値 【年度】
男女が平等になっていると思う市民の割合	28.7% 【平成 28(2016)年度】	32.5% 【令和元(2019)年度】	33%以上 【令和 3(2021)年度】
審議会等委員に占める女性の割合	31.9% 【平成 29(2017)年度】	31.2% 【令和 3(2021)年度】	40% 【令和 3(2021)年度】
女性委員ゼロの審議会等	24 【平成 29(2017)年度】	22 【令和 3(2021)年度】	0 【令和 3(2021)年度】
市役所課長級職員に占める女性の割合	23.3% 【平成 29(2017)年度】	24.0% 【令和 3(2021)年度】	30% 【令和 3(2021)年度】
ワーク・ライフ・バランスの取組を行っている事業所割合	68.0% 【平成 29(2017)年度】	76.8% 【令和 2(2020)年度】	75%以上 【令和 3(2021)年度】
配偶者が出産した市役所職員に占める育児休業取得者割合	3.7% 【平成 28(2016)年度】	17.8% 【令和 2(2020)年度】	10% 【令和 3(2021)年度】
就業に関する総合相談窓口「キャリアサポートかわさき」における女性年間就職決定者数	236 人 【平成 28(2016)年度】	236 人 【令和 2(2020)年度】	275 人以上 【令和 3(2021)年度】

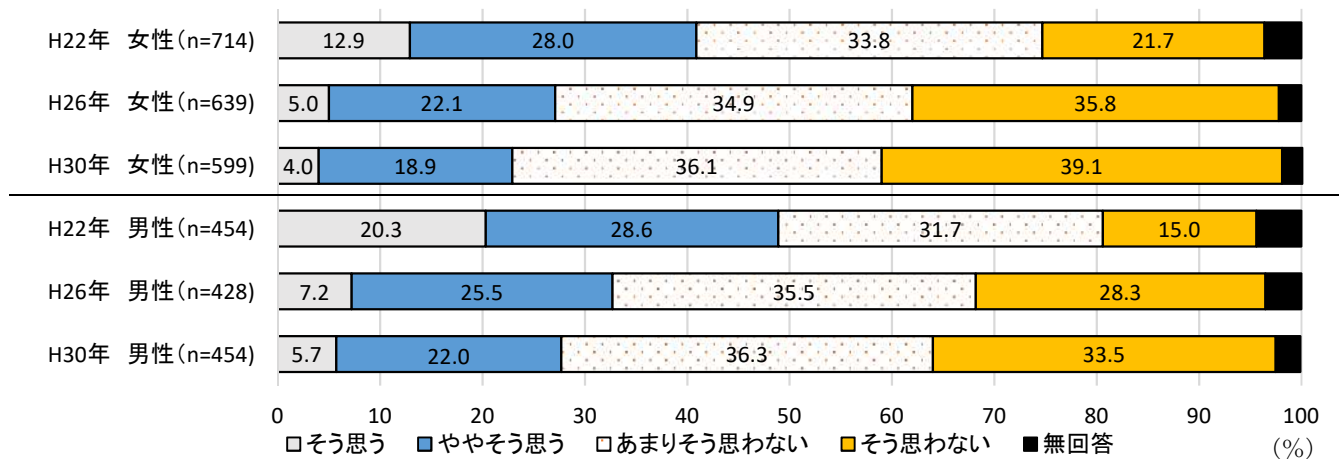
(2) 現状と課題

ア 男女共同参画やジェンダー平等に係る理解

現状 市民の意識の状況

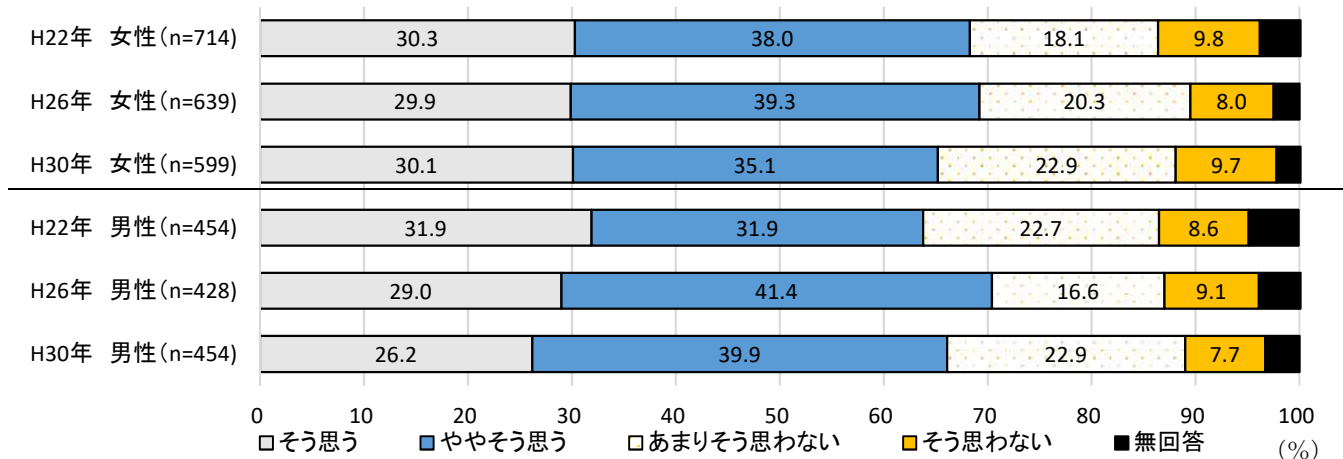
全ての個人が、性別にかかわらず、社会のあらゆる場において個性や能力を発揮するためには、男女共同参画やジェンダー平等に関する理解が、市民の中に浸透することが重要となります。ライフスタイルや世帯構成、仕事と生活を取り巻く環境が変化する中、「男は外で働き、女は家庭を守るのが望ましい」という固定的な性別役割分担意識については、図表3のとおり「そう思う」、「ややそう思う」と回答した人の割合は男女ともに経年で減少しています。一方で図表4のとおり、「女性の仕事は、収入が少なくても、勤務時間を選べる仕事が望ましい」という女性の就業に関する考え方については、男女ともに過半数以上が「そう思う」、「ややそう思う」と回答しており、経年であまり変化が見られません。

〔図表3〕「男は外で働き、女は家庭を守るのが望ましいか」について（川崎市）



（資料）かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書（平成31(2019)年）

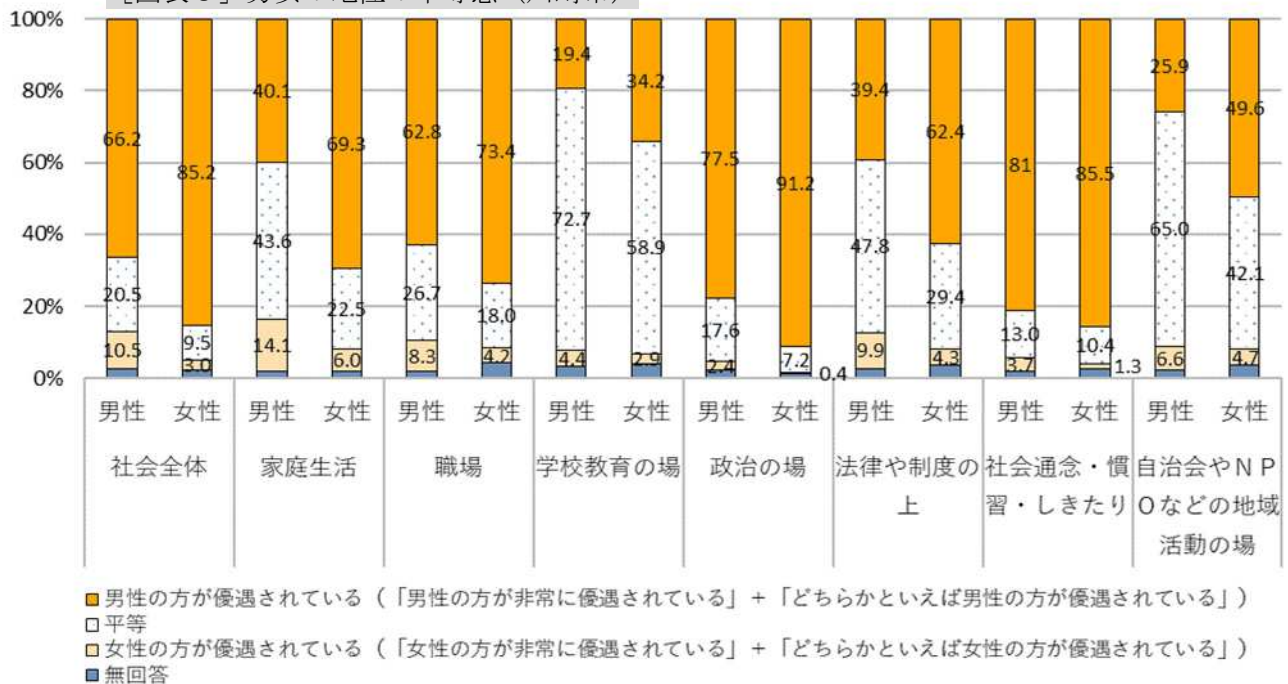
〔図表4〕「女性の仕事は、収入が少なくても、勤務時間を選べる仕事が望ましい」という考え方についての意識（川崎市）



（資料）かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書（平成31(2019)年）

男女の地位の平等感については、特に、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたり」、「職場」で「男性の方が優遇されている」と回答する人の割合が高くなっています。また、全ての項目で「平等」と回答した人の割合は女性より男性が上回っています。

〔図表 5〕 男女の地位の平等感（川崎市）

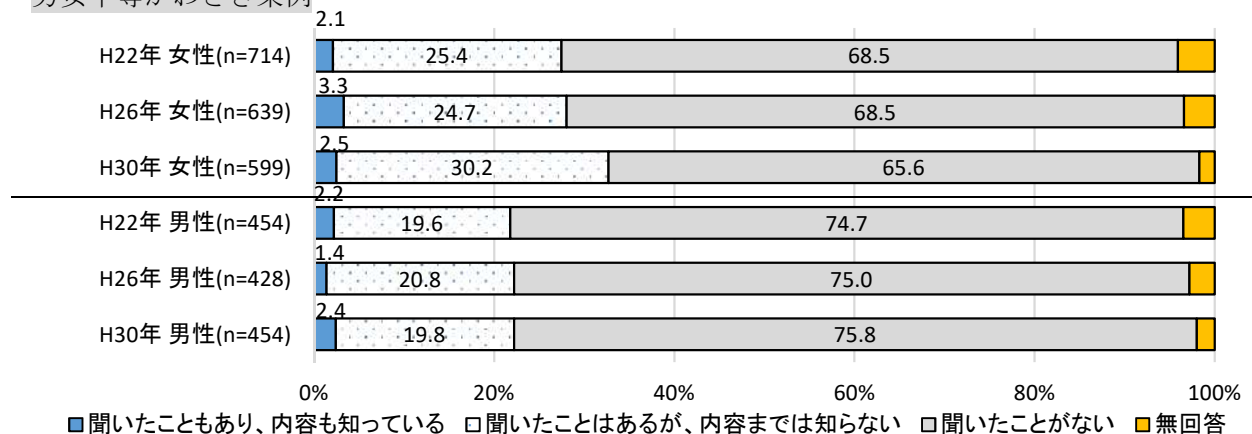


（資料）かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書（平成 31(2019)年）

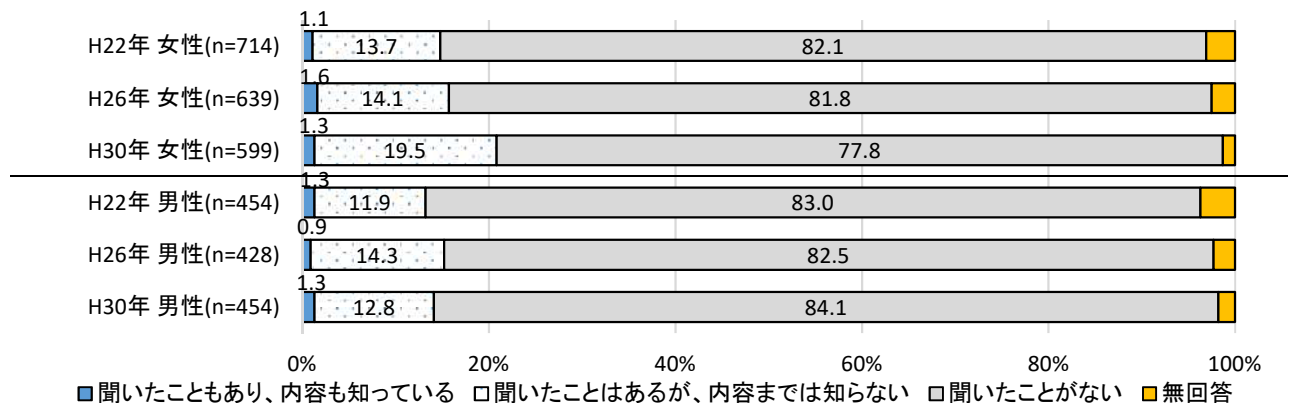
また、男女共同参画に関する理解の促進においては、本計画や男女共同参画センターが市民に身近な存在として中心的な役割を果たすことが必要ですが、「男女平等かわさき条例」の認知度は男性 2 割、女性 3 割、「川崎市男女平等推進行動計画」の認知度は男性 1 割強、女性 2 割、「川崎市男女共同参画センター」の認知度は男性 2 割、女性 3 割となっており、十分に認知されているとは言えません。

〔図表 6〕 男女平等施策の認知度（川崎市）

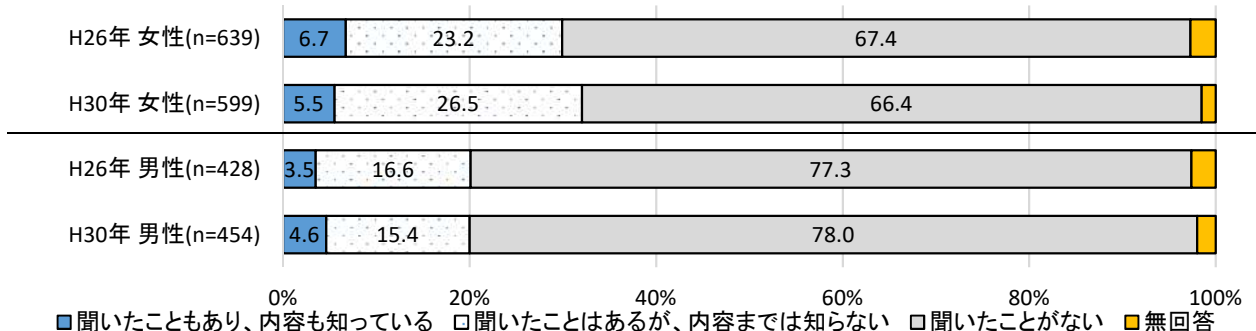
男女平等かわさき条例



川崎市男女平等推進行動計画



川崎市男女共同参画センター



(資料) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書(平成31(2019)年)

課題1 男女共同参画の理解の促進

男女共同参画社会の形成に向けては、その阻害要因となる固定的な性別役割分担意識を解消していくとともに、だれもが性に関する無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)*があるという前提のもと、引き続き市民全体に向けた理解促進や市職員の意識改革に取り組んでいくことが必要です。その際は、男女共同参画が持続可能な社会に向けた重要な課題として認識が進むよう、関心の高い層だけではなく、男性や次世代、企業、地域で活動する関係団体など、幅広い層を対象に啓発を推進するとともに、SNS*など多様な媒体を活用しながら、効果的な啓発手法を検討していくことが求められます。また、性別にかかわらず多様な生き方を選択できるよう、独身、ひとり親、同性カップルなど、様々なライフスタイルが尊重される意識の醸成を図ることが求められています。

課題2 男女共同参画の視点に立った施策の推進

男女共同参画やジェンダー平等に関する啓発においては、特に市職員がその意義について理解を深め、男女共同参画の視点から施策を推進していくことが重要です。市職員に対しては市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進、男性の育児休業取得促進などの取組を進めるとともに、階層別研修等を通じた啓発を行ってきましたが、掲げる目標値には達していないものがあつたり、研修参加者は限られている現状があります。市民生活に影響を及

ばす施策事業が男女共同参画の視点から推進されるよう、幅広く市職員の意識啓発を行っていく必要があります。

男女共同参画の視点に立った施策の推進においては、特に次の点に留意しながら理解促進を図ることが必要です。まず、市の施策が、育児や介護を担うのは女性といった固定的な性別役割分担意識を助長することがないよう、例えば、市が作成する広報資料においては、イラストや表記に配慮するなど、男女共同参画の視点から確認することが重要です。また、社会的に形成される固定的な性別役割分担意識を背景に、性別によって生活状況や就労状況は異なるため、政策は必ずしも男女に均等に影響を及ぼすとは限りません。男女の状況の違いや格差を把握するジェンダー統計*に対する理解を持って施策の進捗管理を行い、事業等における男女の参画状況が偏ることを把握した場合は、必要な範囲でその格差を改善するポジティブ・アクション*の措置をとることが重要です。さらに、男性、女性といったカテゴリーを単一的にとらえることなく、その中の多様性、特に女性であることに加え、外国人であること、障害があること、高齢であること等で複合的・交差的な困難*を抱えることについて理解し、性別を始めとする様々な要因によって一人ひとりの課題やニーズ等が異なることを意識して施策を推進していく必要があります。

課題3 性の多様性の包括

性のかたちは多様であり、特定のスタイルに一致しない生き方をすることによって不利益を受けることがあってはなりません。しかしながら、社会においては、性別を男女の二項対立でとらえ、「男とはこういうもの」、「女とはこういうもの」といった思い込みも多く、性的マイノリティの人々は性的指向や性自認を理由とした偏見や差別に直面しています。

「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けては、性的マイノリティの人々を含めた全ての個人が、性別にかかわらず、あらゆる場において「共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会」を形成していくことが必須となります。したがって、男女平等施策の推進においても、性のあり方の多様性を踏まえ、性的マイノリティの人々を包括していくことが重要となっています。また、性的マイノリティの人々が深刻な生きづらさを抱えている実態を踏まえ、行政、学校、企業等において必要な配慮が広がるよう啓発を行うとともに、当事者に向けた支援を行う必要があります。

第5期行動計画への反映

第5期行動計画では、目標Ⅰを「男女共同参画に係る教育・啓発の推進」として位置付け、市民や市職員に対する啓発に取り組みます。なお、男女共同参画社会の形成においては、男性が家事や育児等へ主体的に参画する動きを広めることが重要であるため、男性に対する男女共同参画の意義についての理解を促進します。さらに、性的マイノリティを包摂した男女共同参画社会の形成に向けて、性の多様性についての理解を促進していきます。

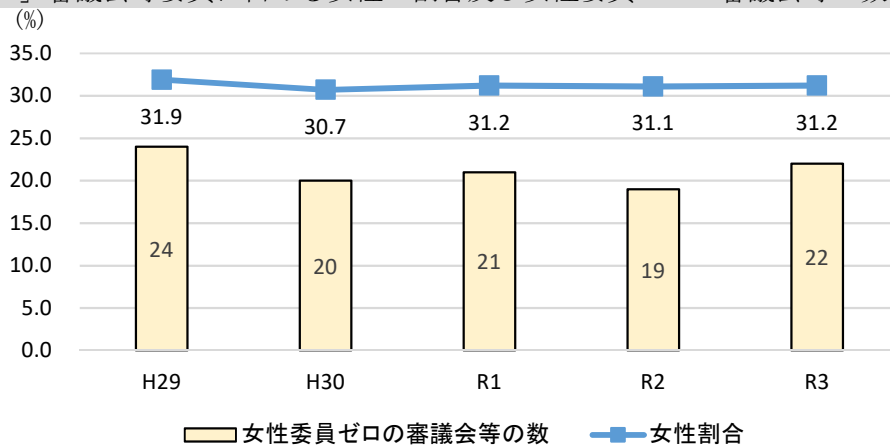
⇒第5期行動計画への反映：目標Ⅰ基本施策1，2

イ 働く場・家庭における男女共同参画

現状1 政策・方針決定過程における女性の参画状況

市の審議会等委員に占める女性の割合は、令和3(2021)年度までに40%とすることを目標に取り組んできましたが、平成29(2017)年度の31.9%から翌年度は30.7%に下降し、その後は改善傾向にあるものの、令和3(2021)年度は31.2%となっています。また、女性委員ゼロの審議会等の数は、平成29(2017)年度の24から、令和3(2021)年度は22となっており、未だ解消には至っていない状況にあります。

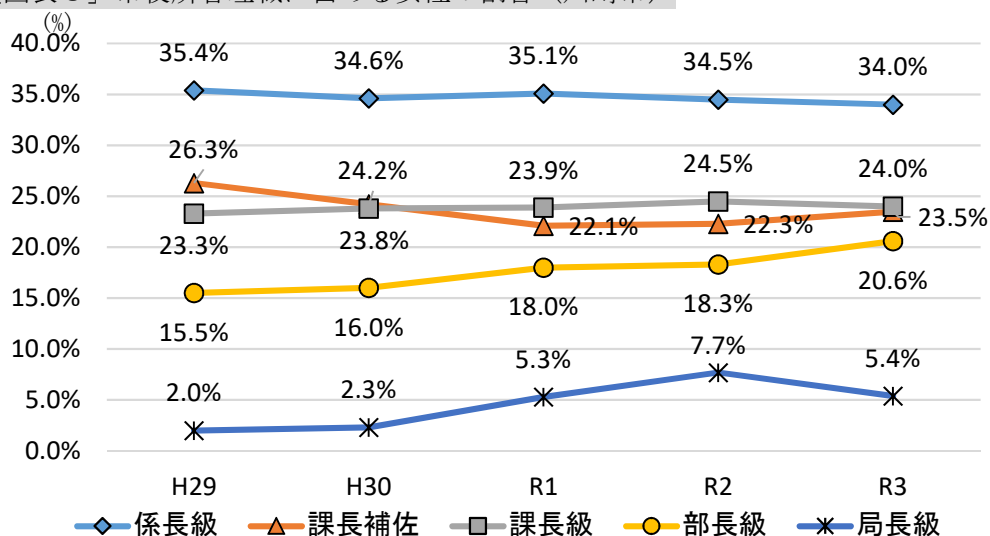
〔図表7〕 審議会等委員に占める女性の割合及び女性委員ゼロの審議会等の数（川崎市）



（資料）市民文化局調べ

市役所における女性職員の活躍促進については、「川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画」に基づき取組を進めてきましたが、課長級職員に占める女性の割合は、平成29(2017)年度の23.3%から、令和3(2020)年度は24.0%へと0.7ポイントの上昇に留まっています。また、役職別に見ると、部長級の割合は上昇傾向にありますが、係長級と課長補佐の割合は停滞状況にあります。

〔図表8〕 市役所管理職に占める女性の割合（川崎市）



※各年度の数値は該当年の4月1日現在の数値

（資料）総務企画局調べ

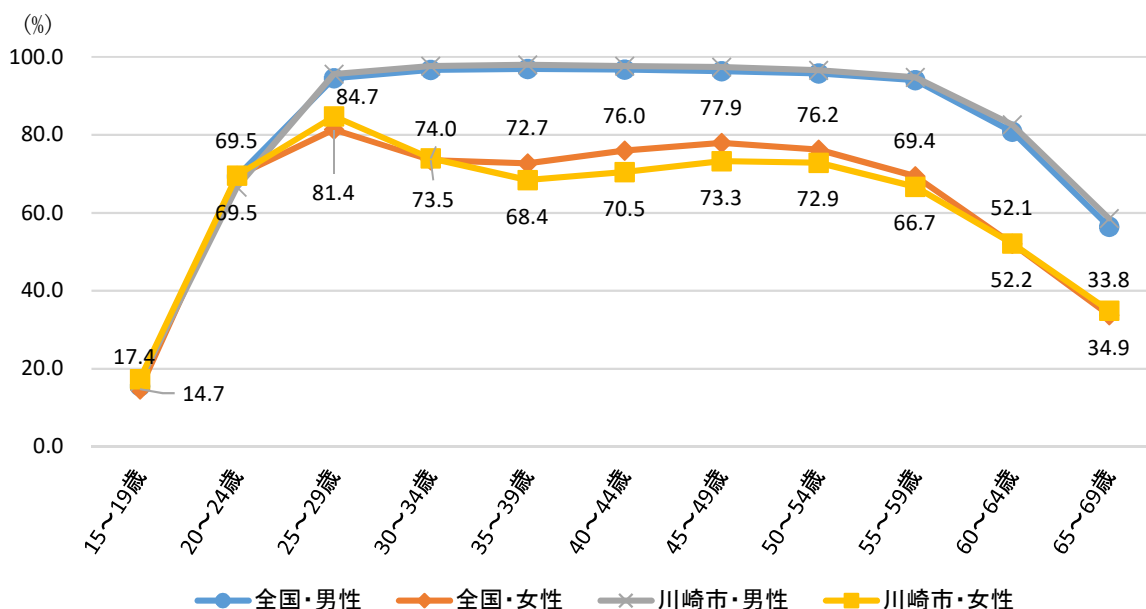
現状2 職業生活における女性のキャリア形成

女性活躍推進法成立以降、国の方針の中で女性の職業生活に関する取組が重点化され、川崎市においても働きたい・働く女性に向けた支援に取り組んできました。こうした取組を受け、川崎市の女性の就業者数は増加傾向にあります。

しかしながら、労働力率（15歳以上の人口に占める労働力人口の割合）は依然として、M字カーブ（結婚・出産・育児期に当たる年代で低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する動き）を描いており、M字カーブの底は全国より深くなっています。

また、図表10のとおり、全国的に男性に比べ女性の方が非正規雇用者の割合が高い状況があります。川崎市においても男性の83.8%が正規雇用であるのに対し女性の正規雇用は48.2%となっており、女性の半数以上は非正規雇用となっています。

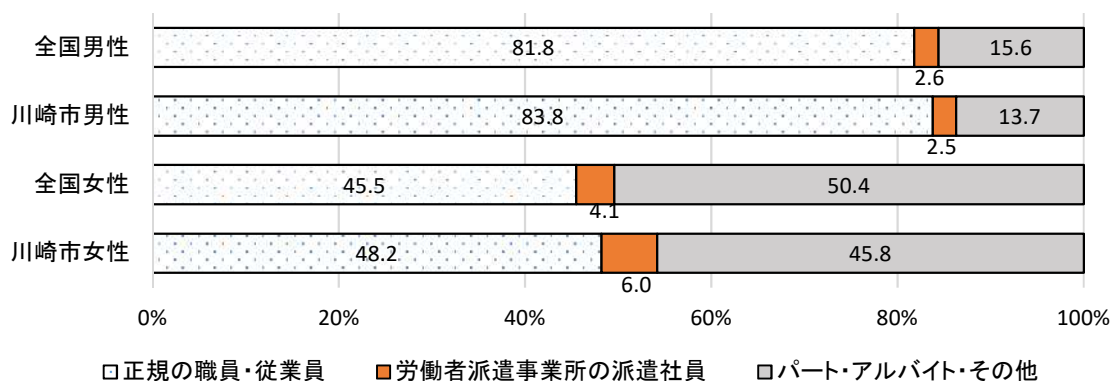
〔図表9〕年齢階級別労働力率（全国・川崎市）



労働力率 (%) = (労働力人口 / 15歳以上人口) × 100

(資料) 平成27(2015)年国勢調査

〔図表10〕正規・非正規雇用者の割合（全国・川崎市）

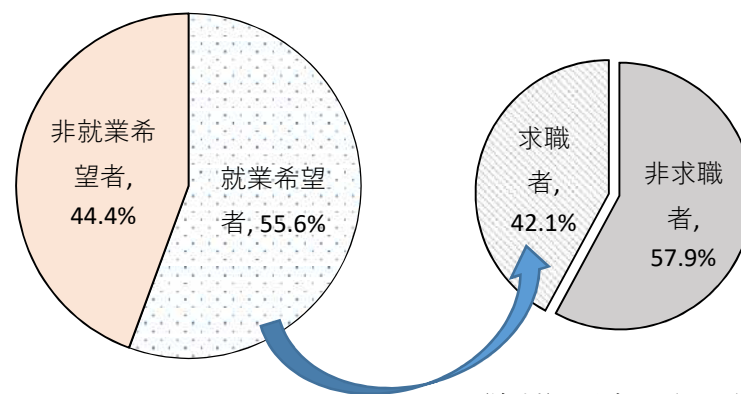


(資料) 平成27(2015)年国勢調査

また、川崎市の女性無業者のうち就業を希望する女性は多い状況があります。図表 11 のとおり、25～54 歳の女性の無業者のうち 55.6%が就業を希望し、さらに、そのうちの 42.1%が求職者となっています。なお、全国の 25～54 歳の女性の無業者のうち就業希望者割合は 55.8%、そのうち 38.8%が求職者となっており、川崎市は全国に比べ求職者の割合が高い特徴があります。

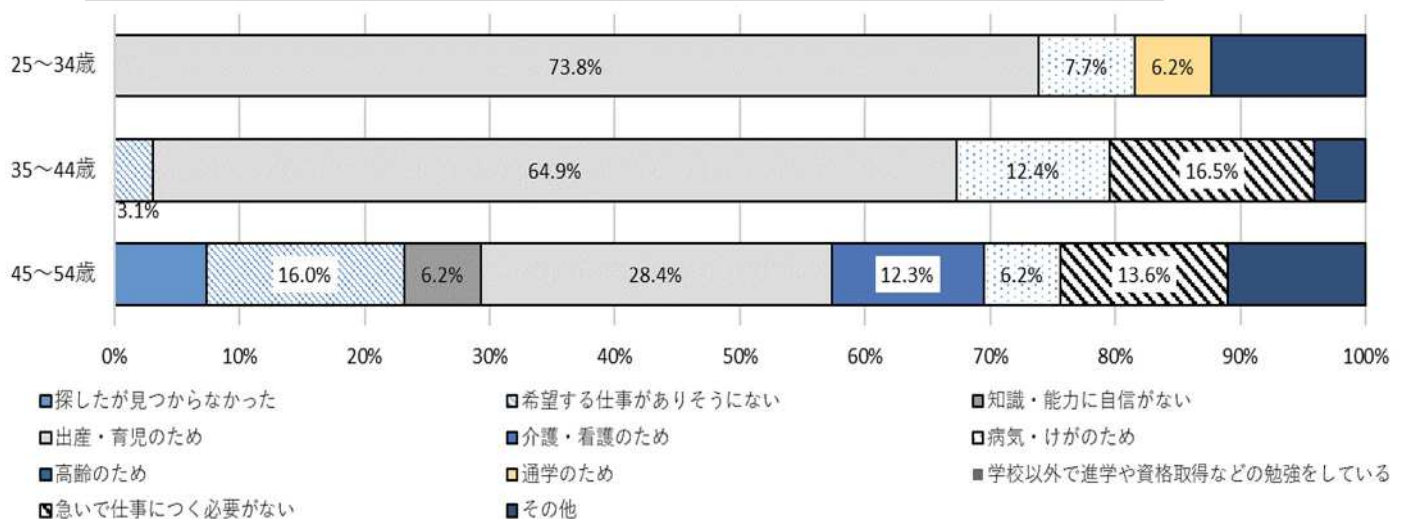
一方で、図表 12 のとおり、25～54 歳の女性の就業希望者のうち 57.9%を占める非求職者の非求職理由を見ると、全ての年齢層で「出産・育児のため」が占める割合が高くなっています。就業を希望しながらも、育児等を理由に求職活動に至っていない女性も多い状況があります。

〔図表 11〕 25～54 歳の女性無業者における就業希望・非就業希望及び求職者・非求職者の割合（川崎市）



（資料）平成 29(2017)年就業構造基本調査

〔図表 12〕 25～54 歳の女性就業希望者のうち非求職者における非求職理由（川崎市）

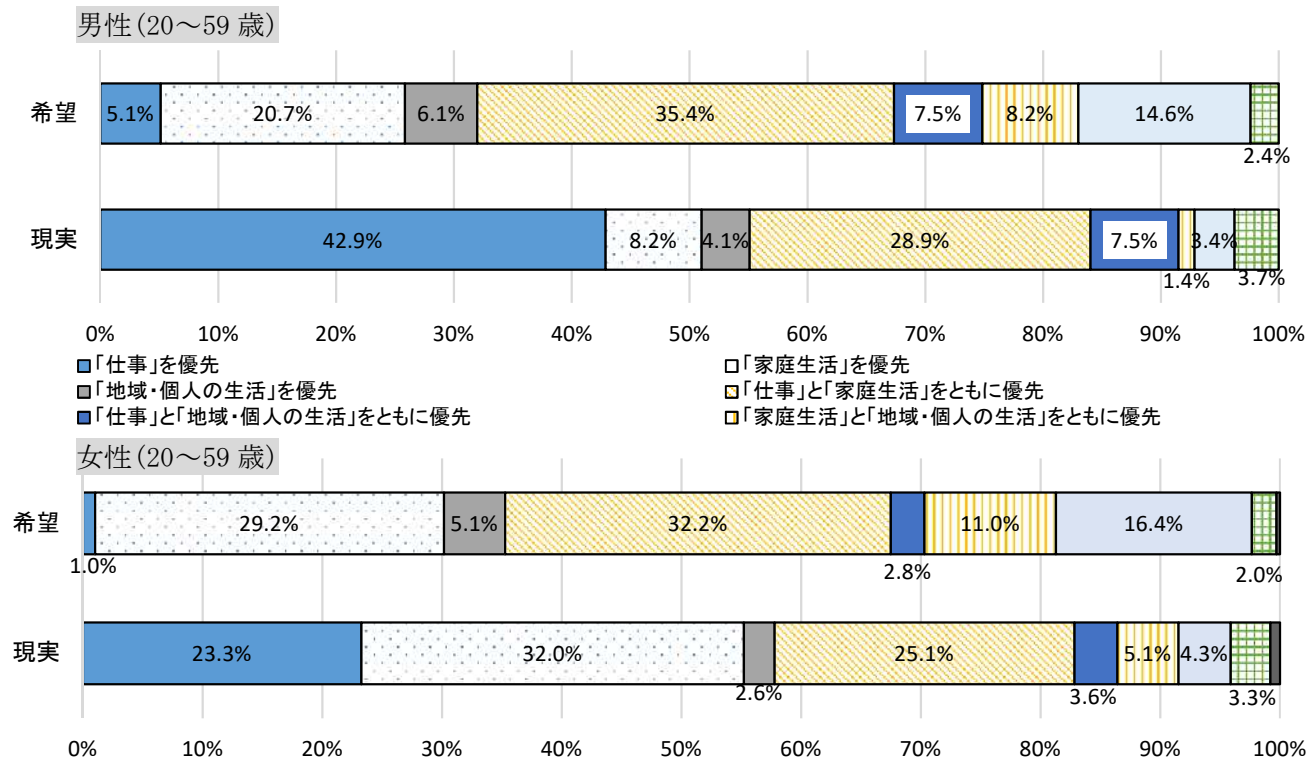


（資料）平成 29(2017)年就業構造基本調査

現状3 ワーク・ライフ・バランスの状況

共働き夫婦や単独世帯が増加する中、仕事と家庭生活及び地域活動のバランスを取りながら、一人ひとりの状況に応じて多様な生き方が選択できることが重要です。実際に、川崎市においても、男女ともにワーク・ライフ・バランスの取れた生活を希望する人の割合は高くなっています。しかしながら、現実においては、女性は「家庭生活優先」、男性は「仕事優先」となる人の割合が高くなっています。

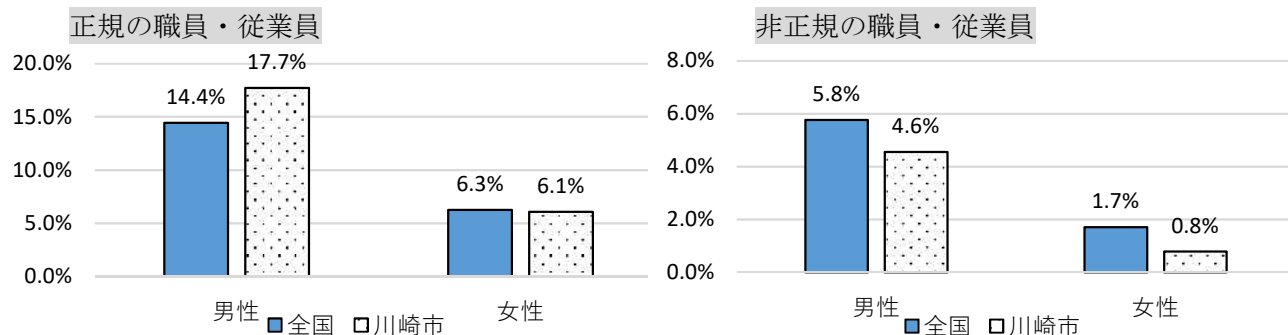
〔図表 13〕 生活優先度の希望と現実（川崎市）



（資料）かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書（平成 31(2019)年）

ワーク・ライフ・バランスの実現を阻害する要因である長時間労働の状況については、川崎市は全国に比べて、正規雇用の男性が長時間労働を行っている割合が高くなっています。

〔図表 14〕 年間就業日数 200 日以上、雇用者に占める週間就業時間 60 時間以上の雇用者割合（全国・川崎市）



（資料）平成 29(2017)年就業構造基本調査

また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、企業が長時間労働を前提とした従来の働き方を見直していくことが重要です。市内企業のうち、ワーク・ライフ・バランスの取組を行っている企業の割合は、全体で 76.8%となっていますが、規模別に見ると大企業に比べ中小企業の割合が低くなっています。

〔図表 15〕 ワーク・ライフ・バランスへの取組を行っている企業の割合（川崎市）

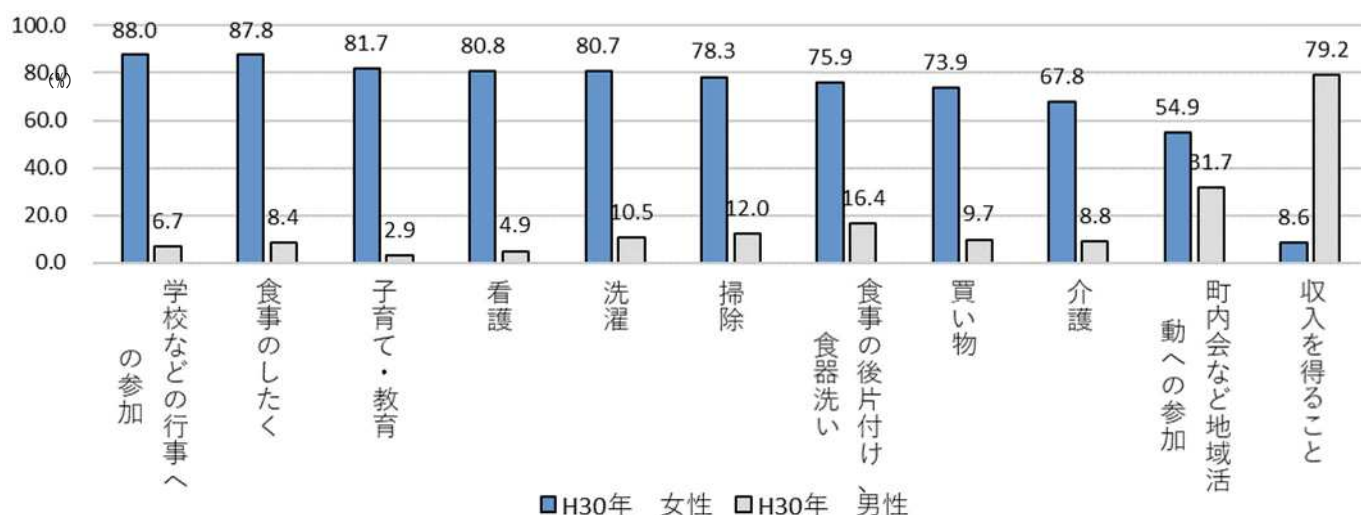
		H29	H30	R 1	R 2
全体		68.0%	70.0%	74.0%	76.8%
規模別	大企業	91.5%	95.2%	94.6%	96.6%
	中小企業	59.5%	63.3%	67.9%	70.9%

（資料）川崎市労働白書平成 29(2017)・30(2018)・令和元(2019)・2(2020)年度版

現状4 家庭生活や地域生活への男性の関わり

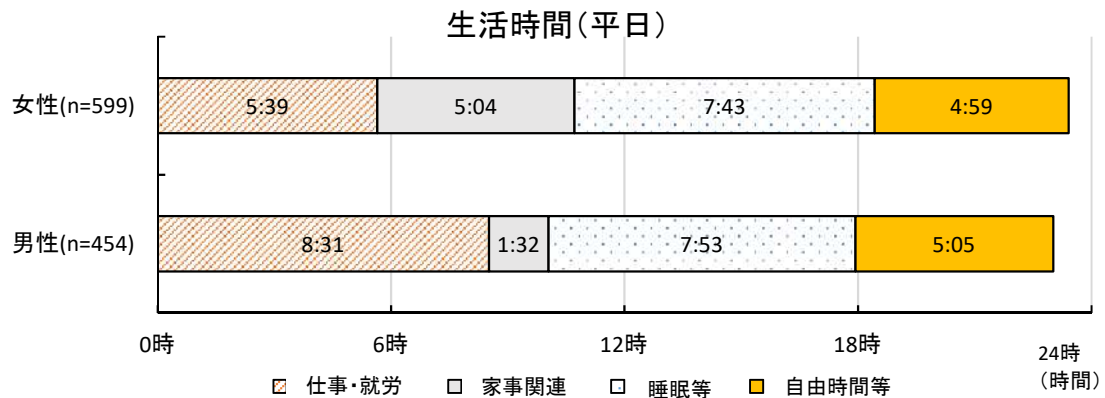
女性のキャリア形成やワーク・ライフ・バランスの推進に向けては、男性が主体的に家事・育児・介護等や地域活動に参加していくことが重要となります。しかしながら、長時間労働を前提とする働き方は、男性が家庭生活や地域生活に参加することを難しくしています。家庭内の分担状況をみると、収入を得ることは男性に偏っており、対して家事・育児・介護と地域活動への参加は女性に偏っている状況があります。また、図表 17 のとおり市民の生活時間（平日）のうち、家事関連に費やす平均時間は、女性が 5 時間 4 分であるのに対し、男性は 1 時間 32 分となっています。

〔図表 16〕 家庭の分担状況（川崎市）



（資料）かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書（平成 31(2019)年）

〔図表 17〕 活動分類別生活時間（川崎市）

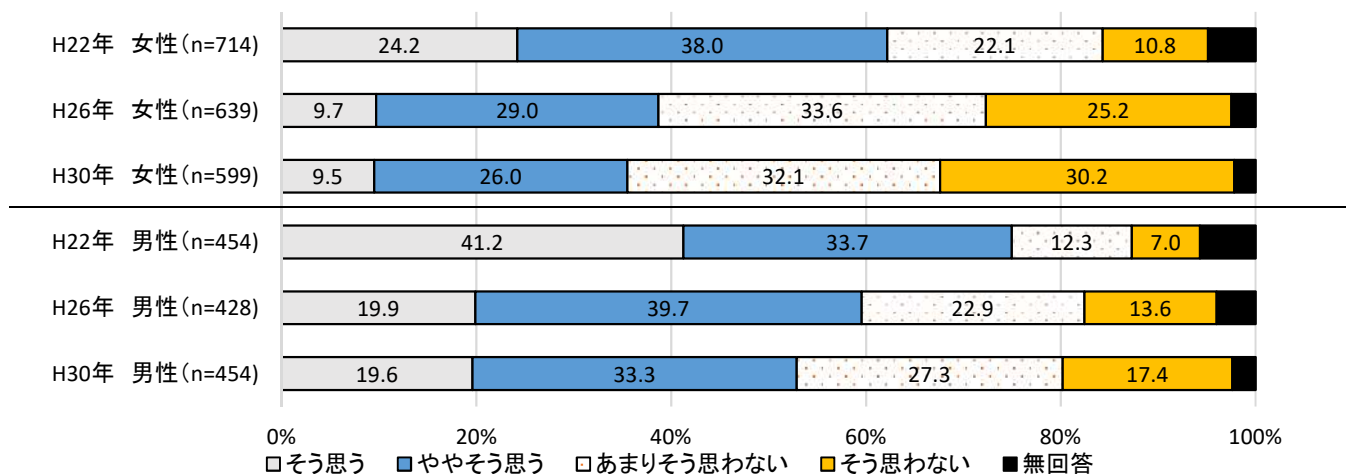


※各活動に費やすおおよその時間を分単位で記入する形式で回答をとったため、各活動の合計時間は必ずしも24時間にならない。

(資料) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書（平成 31(2019)年）

また、男性の生活が仕事中心になっている背景には、男性自身の意識が影響を及ぼしている側面も大きいことが考えられます。男性の固定的な性別役割分担意識は薄れつつありますが、未だに「家庭を養う」ことを男性の責任として捉える人の割合は半数以上となっています。

〔図表 18〕 「家庭を養うのは、もっぱら男の責任である」についての意識（川崎市）



(資料) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書（平成 31(2019)年）

課題

政策・方針決定過程において様々な人々が参画する機会を確保することは、バランスの取れた質の高い行政サービスの実現に繋がるため、市は率先して女性の登用等に取り組んでいく必要があります。審議会等委員及び市役所管理職に占める女性の割合を増加させていくとともに、地域における女性の参画拡大に向けて、川崎市における女性の参画状況に関する情報を発信し、広く意識啓発を行っていくことが重要です。また、女性の就業については、依然として育児や介護等が離職や再就職に影響を及ぼしている状況があり、ライフイベントに合わせて希望する働き方が実現できるよう、女性のキャリア形成支援を引き続き行っていく必要があります。

さらに、長時間労働を前提とした働き方や女性が家庭責任の多くを担う状況は、一人ひとりがワーク・ライフ・バランスの確保された多様で柔軟な働き方を実現することを難しくしており、女性のキャリア形成支援と併せて、安心して働き続けることができる子育て支援や介護支援に関する施策の推進、長時間労働の是正に向けた働き方改革、男性の家庭・地域生活への参加を促進していくことが重要となっています。

第5期行動計画への反映

第5期行動計画では、目標Ⅱを「職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進」として位置付け、働く場における女性の活躍推進と働き方改革、家庭生活における男性の参画促進などを一体的に推進していきます。具体的には目標Ⅱに、政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大、女性のキャリア形成支援、性別にかかわらず誰もが働きやすい社会に向けて、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりや企業における女性活躍や働き方改革に向けた取組の促進、家庭生活への男性の参画促進を位置付けて、取り組んでいきます。

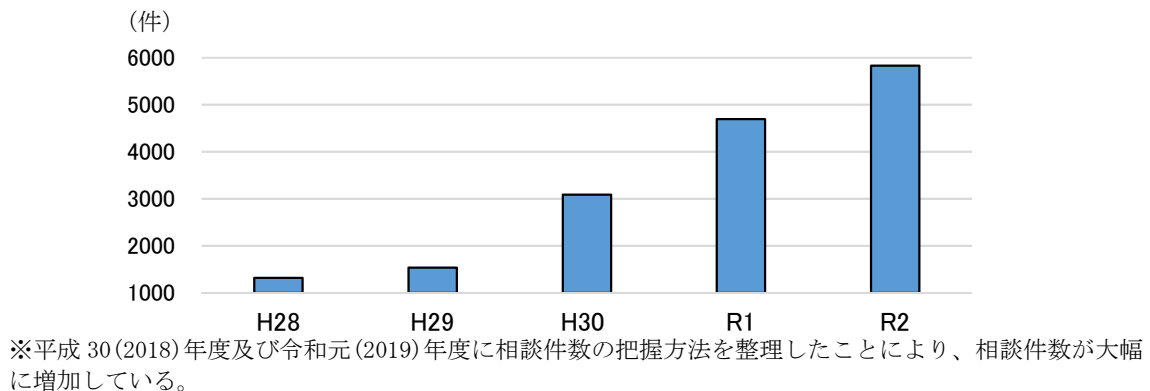
⇒第5期行動計画への反映：目標Ⅱ基本施策3，4，5，6，7

ウ 地域において様々な困難を抱える女性に対する支援

現状1 DV等の被害の状況

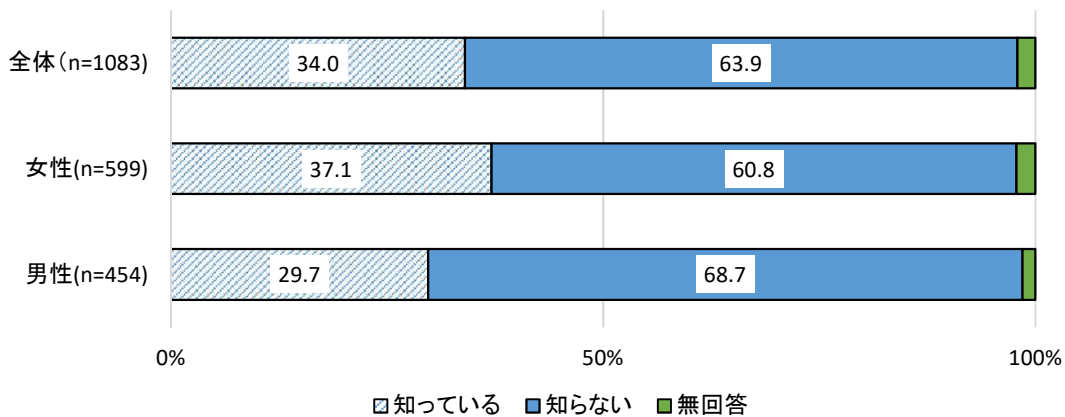
DVやデートDV、セクシュアル・ハラスメント、性暴力、ストーカー行為など、ジェンダーに基づくあらゆる暴力*は重大な人権侵害であり、被害者の多くは女性となっています。DVに関する相談件数は、図表19のとおり近年増加傾向にあり、身体的暴力だけではなく精神的暴力や経済的圧迫など複数の種類の暴力が重複して起こっていたり、貧困や児童虐待などの問題を抱えているなど、被害の多様化・複雑化が顕在化しています。しかしながら、図表20のとおり男女ともに6割以上の方が、DVに関する相談窓口を「知らない」と回答しており、DVに関する相談窓口の認知度は低く、相談に繋がらず潜在化している被害も多い状況があります。

〔図表 19〕 DVに関する相談件数（川崎市）



（資料）こども未来局調べ

〔図表 20〕 DV相談窓口の認知度（川崎市）



（資料）かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書（平成 31(2019)年）

現状② 若年女性の状況

女性に対する暴力については近年全国的な課題として、若年女性が被害者となる性暴力や性犯罪の多様化・深刻化が顕在化しています。具体的には、交際相手の間で行われるデートDV、リベンジ・ポルノ*、デジタル性暴力*、AV出演強要やJKビジネス*などがあり、特に家族からの虐待等によって居場所を失った若年女性が家出をして、性暴力被害にさらされる状況があることが指摘されています。また、新型コロナウイルス感染症を契機に、家庭の状況や経済的な理由で生理用品を購入できないといった「生理の貧困*」問題も顕在化しており、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題であるという認識が広がっています。

課題

女性に対するあらゆる暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で、重要な課題です。被害が個人や家庭の問題として見過ごされることがないように、人権尊重の

観点から暴力の防止に向けた教育・啓発を推進するとともに、被害者支援においては、被害者の状況やニーズに応じた切れ目のない支援を関係機関が連携して行っていくことが必要です。特に、若年層に対しては、将来的な被害者及び加害者とならないための教育を推進することが重要です。さらに、若年女性が抱える困難については、既存の支援事業の中でより多くの若年層が支援に繋がるよう相談窓口等の周知を行っていくとともに、実際に抱えている困難やニーズ等については明確になっていない側面も多く、実態把握を行うことが求められています。

第5期行動計画への反映

第5期行動計画では、女性に対するあらゆる暴力の防止や生活上の困難を抱えた女性への支援を「目標Ⅲ 地域における男女共同参画の推進」に位置付け、地域のネットワークの中で取組を推進していきます。また、若年層に対する暴力の防止と被害者支援の推進を施策として位置付け取組を進めます。

⇒第5期行動計画への反映：目標Ⅲ基本施策8、10

エ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う状況の変化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会環境は急激に変化し、様々な形で就労や生活に大きな影響をもたらしています。特に女性に対して、感染症以前より社会に存在していた構造的な問題を反映し、より深刻な影響を及ぼしていることが明らかになっています²。

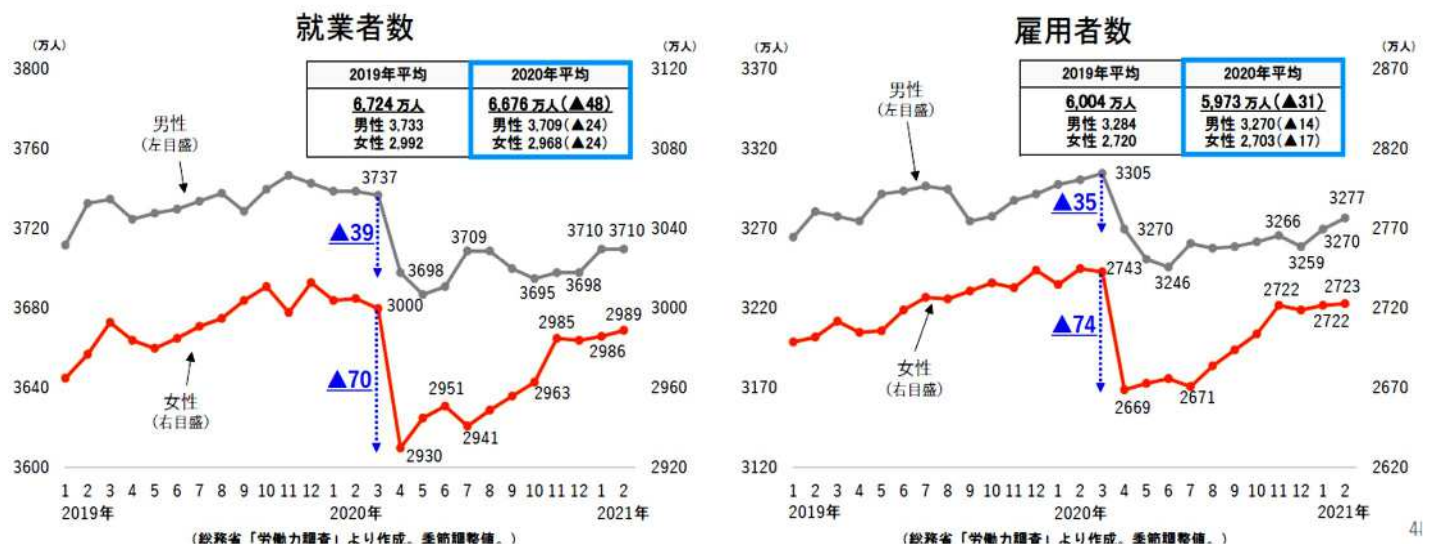
現状1 就労への影響

「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」によると、第1回目の緊急事態宣言が出された令和2(2020)年4月には、図表21のとおり就業者数・雇用者数が男女ともに減少しましたが、男性に比べ女性は減少幅が大きく、休業者数の増加幅も男性に比べて女性の方が大きくなっています。こうした背景には、感染拡大防止に向けて対面サービスが制限される中で、特に打撃を受けた産業である宿泊・飲食業などは非正規雇用労働者の割合が高く、さらにその非正規雇用労働者には女性が多いことが影響しています。また、女性は新型コロナウイルス感染症により需要が増した医療・福祉業への従事者も多く、エッセンシャルワーカーとして働く中で厳しい労働環境にあることが懸念されています。上記のとおり

² 「エ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う状況の変化」については、「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書～誰一人取り残さないポストコロナの社会へ～」（令和3(2021)年4月公表、<https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/covid-19/index.html>）及び、独立行政法人 労働政策研究・研修機構主催・内閣府男女共同参画局共催により開催された「第115回労働政策フォーラム 新型コロナによる女性雇用・生活への影響と支援のあり方」（令和3(2021)年6月25日～29日開催、資料はhttps://www.jil.go.jp/event/ro_forum/20210629/index.htmlに公表）を参照しています。

女性の非正規雇用者数の減少により女性就業者数・雇用者数は総じて減少が見られましたが、医療・福祉業が人材確保に取り組んでいることを背景に、女性の正規雇用者数は増加傾向にあります。

【図表 21】 就業者数・雇用者数の推移（全国）



（資料）内閣府男女共同参画局「【図表】 コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」

新型コロナウイルス感染症が女性の就労に影響を与えた背景には、女性は非正規雇用労働者が多いといった男女で異なる就労形態が見られる産業構造的な側面と併せ、女性が育児や介護等のケア負担を多く担うことで、就労を継続する困難を抱えている状況があります。令和2（2020）年3月に実施された学校の一斉休校は、特に子どものいる女性の就業に大きな影響を与え、子どものいる有配偶女性の非労働力化が進行する一方で、シングルマザーの失業率は増加しています。「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」では、こうした傾向について、子どものいる有配偶女性の場合、夫の収入があるため一定期間仕事をしないという選択も可能である一方で、シングルマザーは就業を希望しながら、希望に見合った仕事がない結果失業に至る、といったことが表れている可能性があるとして指摘しています。

このように、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は就労面で女性に深刻な影響を与えていますが、一方でテレワークや在宅勤務の浸透など、働き方の変化ももたらしています。在宅勤務などの働き方は、女性の家事・育児等の負担の増加となることも懸念されますが、ワーク・ライフ・バランスの実現にもつながる可能性があります。性別にかかわらず誰もが働きやすい社会に向けて、新型コロナウイルス感染症によって広まっている柔軟な働き方を、長時間労働の是正や男性が家庭生活・地域生活に参加する契機とすることが重要です。

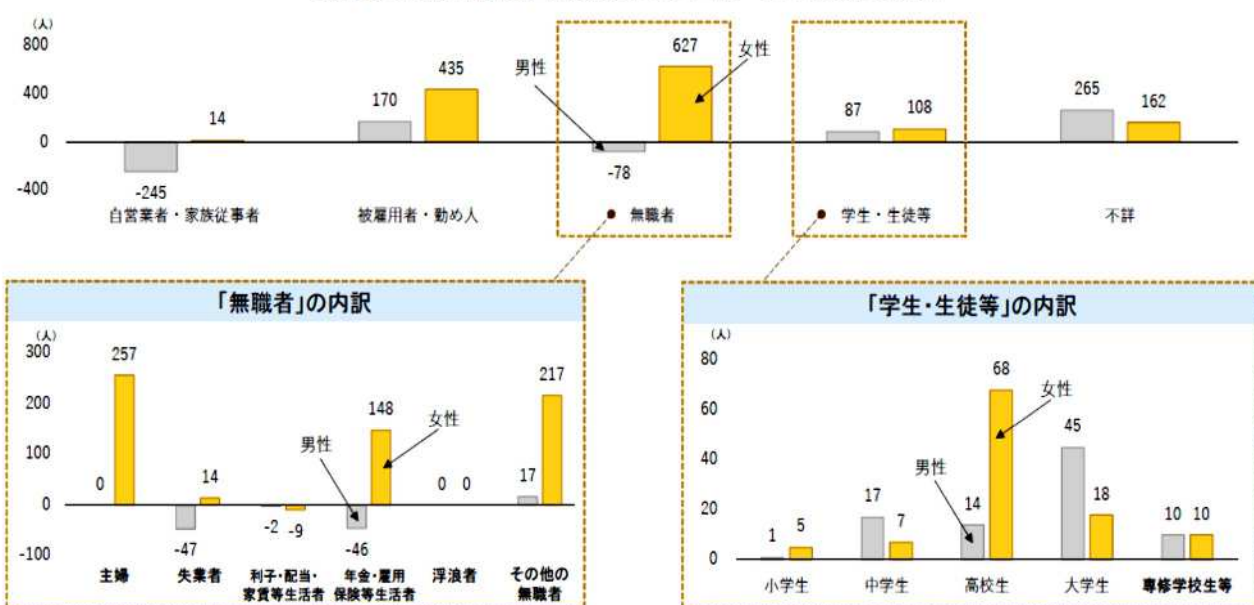
現状2 生活への影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大はまた、女性に対する暴力の増加及び深刻化など生活にも影響をもたらしています。社会経済状況の悪化による生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等により、DV相談件数や性暴力相談件数が全国的に顕著に増加しています。内閣府によると、令和2(2020)年度の全国のDV相談件数は、前年度の1.6倍に、また令和2(2020)年4月から9月に性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに寄せられた相談件数は、前年同期の約1.2倍になっています。「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」では、こうした女性からの相談において、特に若年女性からの深刻な相談が増加していることを指摘しています。具体的には、非正規雇用労働者として就業する中、収入を失い経済的に困窮している状況、家族の失職や在宅時間の増加等により、家庭内の問題、困難が深刻化している状況などがあります。また、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、妊娠を継続する不安や養育への不安など、妊娠に関する相談も多く寄せられるようになっていきます。

さらに、就労や生活状況の悪化により、こころの健康への影響も見られます。自殺者数は依然として女性よりも男性が多い状況が続きますが、令和2(2020)年7月以降、女性自殺者数の増加が把握されています。女性の自殺者数は幅広い年代において増加傾向にあります。特に主婦や年金・雇用保険等生活者などの無職者、女子高校生の増加が大きくなっています。女性の自殺者数増加の背景には、経済生活問題や就労問題、DV被害や育児の悩み、介護疲れや精神疾患、予期せぬ妊娠など様々な問題が潜んでいると言われています。

【図表 22】自殺者数の増減（全国）

職業別の自殺者数の前年同月差(2020年4月～2021年3月の累計)



(厚生労働省HP「自殺の統計」より作成。2020年分までは確定値。2021年分は2021年4月21日時点の「地域における自殺の基礎資料」の暫定値。)

36

(資料) 内閣府男女共同参画局「【図表】コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」

課題

新型コロナウイルス感染症による影響について、雇用状況については改善の兆しもみられていますが、感染拡大が長期化するにつれ、家庭環境や労働環境に対してさらに深刻な影響が及ぶ可能性があります。上記の影響については、国等によって把握された全国的な動向であるため、今後は、新型コロナウイルス感染症が市民に与えた影響に関するデータを男女別に集積し、男女共同参画の視点から検証を行っていく必要があります。

第5期行動計画への反映

第5期行動計画では、新型コロナウイルス感染症がもたらしている影響把握をはじめ、社会環境の変化が市民生活に及ぼした影響の検証を、男女共同参画の視点に立った施策の推進の中に位置付けて取組を推進していきます。また、就労支援やワーク・ライフ・バランスの推進、DV被害者支援など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けている施策においては、検証結果を踏まえ、性別によって受ける影響は異なる点に留意して推進していきます。

⇒第5期行動計画への反映：目標Ⅰ基本施策2、目標Ⅱ基本施策4，5，6，7、目標Ⅲ基本施策8，9，10，11

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本的な考え方

川崎市男女平等推進行動計画は、条例に基づき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するために策定するものです。そのためには、市民の暮らすあらゆる場面での取組が必要となります。第4期行動計画では、市民が暮らす生活の場を「家庭・教育」、「働く場」、「地域」という3つの場として捉え、場面ごとに目標を掲げました。第5期行動計画では、第4期行動計画の取組状況から、男女共同参画に係る教育や啓発がより一層必要となっている課題を踏まえ、目標Ⅰとして「男女共同参画に係る教育・啓発」を設定し、取組を推進していきます。また、女性のキャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進、男性の家庭生活への参画は一体的に行うことが望ましいため、目標Ⅱを「家庭」と「働く場」を併せた「職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進」とします。さらに、地域特性を踏まえた取組の推進は引き続き重要であることから、目標Ⅲは「地域における男女共同参画の推進」とします。第5期行動計画で目指すべき男女共同参画社会の具体像として、3つの目標の下には、11の基本施策と46の施策を体系的に位置付け、取組を推進していきます。

目標Ⅰ 男女共同参画に係る教育・啓発の推進

目標Ⅱ 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進

目標Ⅲ 地域における男女共同参画の推進

目標Ⅰ 男女共同参画に係る教育・啓発の推進

家庭、学校、働く場、地域などあらゆる場面において、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた教育・啓発を推進し、性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の形成に向けた理解の促進に取り組みます。

目標Ⅱ 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進

政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大や女性のキャリア形成支援など職業生活における女性の活躍推進と併せて、家庭生活における男性の参画促進、仕事と生活の両立に向けた働き方改革の一体的な推進に取り組みます。

目標Ⅲ 地域における男女共同参画の推進

地域防災活動を始めとする様々な地域活動、DV被害者や貧困など困難を抱える女性への支援、生涯にわたる健康支援など、多様な地域課題を男女共同参画の視点から推進します。

2 計画の位置付け

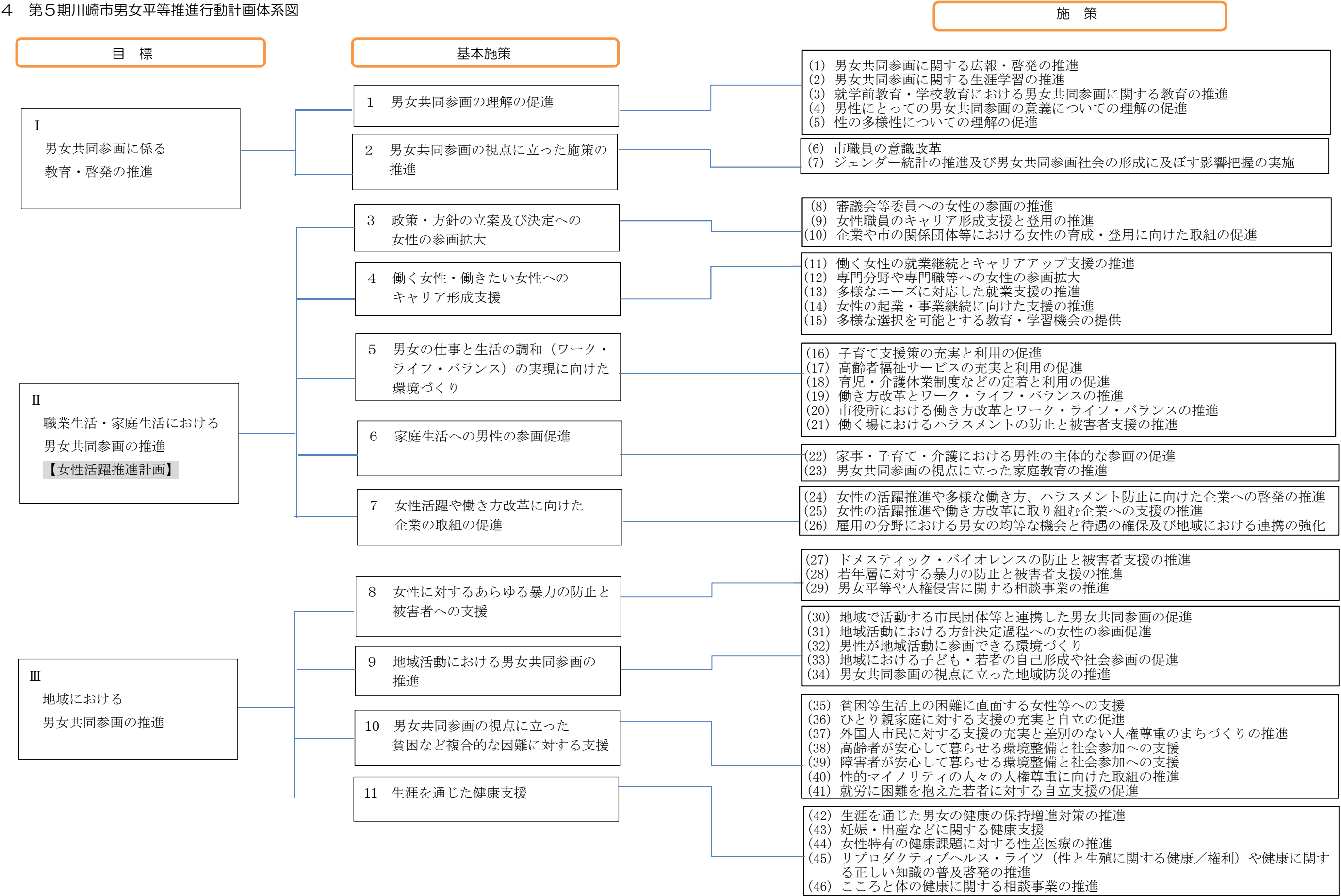
- (1) 本計画は、条例第8条に基づき定めるもので、国の基本法第14条の「市町村男女共同参画計画」とします。
- (2) 本計画は、川崎市総合計画第3期実施計画及び本市各種計画との整合性を図りながら推進してきます。
- (3) 本計画の目標Ⅱ「職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進」は、女性活躍推進法第6条に規定されている「市町村推進計画」です。
- (4) 本計画は、平成27(2015)年度に国連で採択された「SDGs」における17の目標の一つである「目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」と方向性を共有するものです。



3 計画期間

本計画の期間は、川崎市総合計画の実施計画期間と合わせ令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの4年間とします。ただし、社会情勢の変化、計画の取組状況などにより、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 第5期川崎市男女平等推進行動計画体系図



第3章 施策の展開

目標Ⅰ 男女共同参画に係る教育・啓発の推進

一人ひとりが社会のあらゆる分野に主体的に参加していくためには、お互いの人権を尊重し合い、性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要です。しかしながら、男女共同参画社会の形成を阻害する固定的な性別役割分担意識は、長い時間をかけて社会的に作られていることから、その解消を図ることは難しく、また誰もが性に関するアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）があると言われる。このため、男女共同参画に係る教育や啓発を地域の中で継続的に推進し、市民の理解を深めていきます。

また、市の施策が固定的な性別役割分担意識を助長することなく、男女共同参画の視点から推進されるよう、職員に向けた啓発に取り組むとともに、地域における男女共同参画社会の課題等の把握を行い、市民に分かりやすいように提供していきます。

基本施策1 男女共同参画の理解の促進

川崎市では、様々な機会を捉えて男女共同参画の理解の促進を行ってきましたが、固定的な性別役割分担意識は依然として見られ、男女平等だと思ふ人の割合は令和元(2019)年度現在32.5%となっています。市民全体に男女共同参画について関心をもってもらえるよう、男女共同参画センターを中心に地域における効果的な意識啓発や生涯学習を推進することが必要です。家庭、学校、地域、企業等、あらゆる場面において、幅広い年齢層を対象とした教育・啓発を進めます。また、その際は、男女共同参画を女性に特化した問題とすることなく、持続可能な社会に向けた重要な課題として認識が進むよう、男性に対する啓発を促進するとともに、性的マイノリティの人権尊重に向けて、性の多様性に関する理解の促進を図ります。

また、性別にかかわらず個性と能力を発揮できるよう、子どもから男女共同参画、性別に関わる人権問題について学ぶ機会を提供するとともに、主体的に自分自身の生き方を選択することができる教育を推進します。さらに、国際的なジェンダー平等に関する市民の理解を深めることも重要であることから、SDGs等に係る情報発信も行っていきます。

施策1 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

性別による固定的な役割分担意識を解消に向けて、男女共同参画やSDGsに関する理解を促進するための広報・啓発活動を推進します。

事業番号	事業	所管局
1	「男女平等推進週間」等を通じた啓発を実施します。	市民文化局

2	ホームページや市のあらゆる施設を積極的に活用した広報を実施します。	市民文化局
3	男女共同参画に関する情報を読み解き、発信する力の向上に向け、書籍の閲覧や情報誌の発行等を通じた情報提供を行います。	市民文化局
4	SDGsに関する積極的な情報発信を通じ、「目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」の理解促進に努めます。	総務企画局 市民文化局

施策2 男女共同参画に関する生涯学習の推進

あらゆる人が男女共同参画の意義を理解し、実践に繋げることができるよう、市民や市民グループ、事業者等との連携により、多様な学びの機会を提供します。

事業番号	事業	所管局
5	「男女共同参画かわさきフォーラム」を開催します。	市民文化局
6	男女共同参画に関する学習機会を提供します。	市民文化局
7	教育文化会館・市民館において、「平和・人権・男女平等推進学習」を実施します。	教育委員会事務局
8	男女共同参画センターでは、教育文化会館・市民館と連携して、各種講座や研修等への講師派遣を行います。	市民文化局 教育委員会事務局

施策3 就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進

幼少期・子どもの頃から、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自分らしい生き方を選択できるように、男女共同参画や人権尊重の理解促進や、メディア・リテラシー*の向上に向けた教育を推進します。

事業番号	事業	所管局
9	小学校の児童・教員等に向け男女平等教育参考資料「自分らしくかがやく」を活用した学習を推進します。	市民文化局 教育委員会事務局
10	男女共同参画の視点から、保育所、学校等の運営及び保育・教育活動の充実に努めます。	こども未来局 教育委員会事務局
11	メディアからの情報を主体的に読み解き、人権や情報モラルを尊重し、適切に発信する能力を育成する情報教育を推進します。	教育委員会事務局

施策4 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進

固定的な性別役割分担意識を解消し、男性が家庭生活や地域生活に積極的に関わっていけるよう、情報提供や相談事業等を通じて、男性の多様な生き方・働き方について啓発を行います。

事業番号	事業	所管局
12	男性向け講座の実施や情報発信を行います。	市民文化局
13	男性のさまざまな悩みにかかる相談事業を推進します。 【再掲：事業番号86】	市民文化局

施策5 性の多様性についての理解の促進

性的マイノリティの人々を含めた全ての個人が、性別に関わりなく、その個性と能力が発揮できる社会に向けて、多様な性のあり方に関する理解を促進します。

事業番号	事業	所管局
14	性の多様性や性的マイノリティの人々の人権尊重に向けた啓発活動を実施します。	市民文化局 教育委員会事務局
15	性的指向や性自認に関するハラスメントやアウティングの防止に向けたセミナー等を実施します。	市民文化局

基本施策2 男女共同参画の視点に立った施策の推進

男女共同参画社会の形成に向けては、市職員がその重要性を理解し、男女共同参画の視点に立った広報資料の作成や、性別によって置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）について理解を深めていくことが重要です。このため、研修やeラーニングなどを活用しながら、市職員の意識改革を全庁的に図ります。また、男女共同参画に係る社会情勢や市民の意識の変化について、継続的に調査・情報収集を行い、現状や課題の把握を推進していきます。特に、市民生活の実態把握においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、女性の就業者数の減少や自殺者数の増加として顕在化しているなど、性別によって異なる影響をもたらしていることに留意します。

施策6 市職員の意識改革

市職員一人ひとりが男女共同参画社会の意義を理解し、その視点に配慮して施策事業を推進できるよう啓発を行います。

事業番号	事業	所管局
16	男女共同参画社会や性の多様性についての理解を深めるための職員研修を実施します。	総務企画局 市民文化局 教育委員会事務局
17	アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）やポジティブ・アクションへの理解を促進します。	市民文化局
18	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	市民文化局 全局

コラム① ポジティブ・アクションとは

ポジティブ・アクションについて、一義的に定義することは困難ですが、一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいいます。その具体的な手法としては、性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度（クォータ制）や、達成すべき目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する方式（ゴール・アンド・タイムテーブル方式）、実質的な機会の確保に向け、意識啓発などを推進する方式などがあります。

男女共同参画に係るポジティブ・アクションについて、国では基本法の第2条の2で「積極的改善措置」として「男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること」と定義しています。また、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位³に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を平成15(2003)年に設定し、取組を進めてきましたが、令和2(2020)年までの達成には至りませんでした。その要因として、令和2(2020)年12月に策定された第5次計画では、目標が「必ずしも社会全体で十分共有されなかった。また、各種制度・慣行等も男女共同参画の視点を十分に踏まえたものになっているとは言い難かった」と指摘し、今後は特に政治分野や経済分野において取組を推進していく必要があるとしています。川崎市においても、条例第3条で市の役割として、「男女のいずれかの参画が十分になされていない場における男女の平等な機会の確保に取り組む」と位置付け、審議会等における女性の参加促進や女性職員の登用に関して、目標とその達成年度を定め取組を進めています。

³ 「指導的地位」とは（1）議会議員、（2）法人・団体等における課長相当職以上の者、（3）専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者を指す

施策7 ジェンダー統計の推進及び男女共同参画社会の形成に及ぼす影響把握の実施

性別により異なる課題やニーズがある状況を客観的に把握するジェンダー統計に対する理解を促進し、各種統計やアンケート調査を実施します。例えば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、性別によって雇用や生活等に異なる影響を及ぼしており、市民生活にもたらされた影響を男女共同参画の視点から把握・分析を行います。

事業番号	事業	所管局
19	市民等を対象にした調査を実施し、男女共同参画に関する意識・実態や課題を把握します。	市民文化局
20	市の統計調査やアンケート調査等の実施に当たっては、ジェンダー統計の観点から必要な取組を進めます。	全局

コラム② ジェンダー統計とは

ジェンダー統計とは、社会的・文化的に形成された男女の生活や意識における偏りや格差、差別を明らかにする統計のことを指します。男女共同参画の推進に当たっては、家庭生活や職業生活などあらゆる分野において、女性と男性の置かれた状況の違いや格差を客観的に示していくことが必要であり、様々な統計データを男女別に収集し分析するジェンダー統計を行うことが重要となります。

令和2(2020)年12月に策定された第5次計画においては、全府省がジェンダー統計の充実の観点から「各種統計の整備状況を調査し、公表する」、「業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める」、「男女共同参画に関する重要な統計情報は、国民に分かりやすい形で公開する」等に取り組むことが、位置付けられました。

目標Ⅱ 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進

社会環境やライフスタイルが大きく変化する中で、持続可能な地域社会を実現するためには、性別にかかわらず、誰もが働きやすい社会を実現することが不可欠です。女性活躍推進法の成立を踏まえて、近年は職業生活における女性の活躍推進が進められてきましたが、固定的な性別役割分担意識を背景に、依然として家事や育児、介護等の家庭責任の多くを女性が担っており、政策・方針決定過程の場における女性の参画も十分に確保されていない状況があります。また、長時間労働を前提とする働き方によって、特に男性は仕事中心の生活になりやすく、育児休業の取得をはじめ、家事・育児・介護等に主体的に関与することを困難にしています。一人ひとりが、ライフイベントに応じて多様で柔軟な働き方が選択できるよう、一層の女性活躍推進に取り組むとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革、子育て支援や介護支援の推進、男性の家庭生活への参画促進に向けた取組を一体的に推進していきます。

基本施策3 政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大

政治、行政、企業、地域、防災など、あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定過程に女性がより参画することは、多様な視点や価値観が尊重された社会づくりに向け、極めて重要な課題です。市の政策は市民生活に大きな影響を与えることから、審議会等委員への女性の参画及び、女性職員の計画的育成・登用に取り組めます。また、働く場や地域社会においても、女性の参画状況に係る情報提供や働きかけを行い、女性によるリーダーシップの発揮を後押ししていきます。

施策8 審議会等委員への女性の参画の推進

審議会等委員への女性の参画を促進し、市の政策・方針の立案及び決定過程に、多様な視点を反映します。

事業番号	事業	所管局
21	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和7（2025）年度までに40%となるよう目指します。	市民文化局 全局
22	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	市民文化局 全局

施策9 女性職員のキャリア形成支援と登用の推進

「川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画」に基づき、女性職員のキャリア形成支援や登用を推進し、性別や年齢等に関わらず職員一人ひとりが意欲的に仕事に取り組める、働きやすく魅力的な職場環境の実現に向けて取り組みます。

事業 番号	事業	所管局
23	「川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画」に基づき、女性職員のキャリア形成支援や働きやすい環境づくりに努めます。	総務企画局、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、議会局
24	「川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画」に基づき、女性職員や管理職に向けた研修等の意識啓発を行います。	総務企画局
25	課長級職員に占める女性割合が令和7（2025）年度までに30%になるよう目指します。	総務企画局
26	小学校・中学校・高等学校の校長、教頭に占める女性の割合の向上を目指します。	教育委員会事務局
27	昇任候補者となる人材の確保・育成に向けた取組を行います。	総務企画局、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、議会局

施策10 企業や市の関係団体等における女性の育成・登用に向けた取組の促進

市内企業や関係団体等に向けて、女性管理職の育成や登用に向けた情報提供を行います。

事業 番号	事業	所管局
28	女性の登用・育成や多様な働き方に関する情報提供や啓発を行います。	市民文化局 経済労働局
29	市内企業における女性の就業・登用状況の実態把握を行います。	経済労働局

基本施策4 働く女性・働きたい女性へのキャリア形成支援

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現にもつながることから、働くことを希望する人が、性別にかかわらず、自らの希望に応じて働くことができる環境づくりを進めることが重要です。川崎市においては、依然として結婚・出産・育児期にあたる年代で女性の労働力率の低下が見られますが、女性無業者のうち求職を希望する者の割合は全国に比べ高く、また子育て等を理由に求職活動に至っていないものの就業を希望する女性は多い現状があります。ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方を実現できるよう、ニーズに応じた就労支援やキャリア形成支援を推進していきます。加えて新型コロナウイルス感染症により、

子育て中の女性労働者や非正規労働者の雇用情勢は悪化しており、こうした状況に留意しながら女性への就労支援を推進します。

また、将来を担う子どもたちが、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに主体的に進路を選択し、それぞれの個性や能力を最大限に発揮できるようキャリア教育を推進していきます。特に、科学技術や医療などの女性の参画が少ない分野について、女子中高生・学生が進路選択しやすくなるよう情報の提供や、保護者や教員の理解促進を行います。

施策11 働く女性の就業継続とキャリアアップ支援の推進

結婚、出産等のライフイベントを経ても、女性がキャリアを形成しながら働き続けることができるよう、就業継続やキャリアアップに向けた情報提供、相談支援を推進します。

事業番号	事業	所管局
30	女性の就業継続・キャリアアップに向けた支援講座を実施します。	市民文化局 経済労働局
31	働く女性が抱える悩みや問題の解消に向けた相談を実施します。	市民文化局 経済労働局

施策12 専門分野や専門職等への女性の参画拡大

男女の参画に偏りがある分野において、男女双方の参画が進むよう支援します。

事業番号	事業	所管局
32	女性技術者の技術力向上及び担い手育成に向けて、女性技術者を表彰します。	財政局
33	農業の担い手育成に向けて、女性農業者団体の活動・ネットワークづくりを支援します。	経済労働局

施策13 多様なニーズに対応した就業支援の推進

就職や再就職を希望する女性を対象に、求職者の特性に合った就業マッチングや就業機会の提供など、多様な就業支援に取り組みます。

事業番号	事業	所管局
34	女性の就職・再就職に向けた就業マッチングやキャリア相談、支援講座等を実施します。	市民文化局 経済労働局
35	就業支援事業における女性年間就職決定者数が、令和7（2025）年度までに278人以上になるよう目指します。	経済労働局

施策14 女性の起業・事業継続に向けた支援の推進

女性の起業促進に向けて、起業準備段階から成長段階まで、事業の立ち上げに必要な支援や事業継続支援を行います。

事業番号	事業	所管局
36	起業を希望する女性や起業した女性を対象に支援講座等を実施します。	市民文化局
37	創業予定または創業まもない女性起業家を対象に創業融資を実施します。	経済労働局

施策15 多様な選択を可能とする教育・学習機会の提供

若い世代が多様なキャリア形成や生き方を主体的に選択できるよう、キャリア教育や男女共同参画に係る学習機会の提供を行います。また、女性の参画が少ない理工系分野について、女子学生の進路選択が進むよう、情報提供を行います。

事業番号	事業	所管局
38	男女共同参画の意義やワーク・ライフ・バランスについての理解促進も含めたキャリア教育を推進します。	教育委員会事務局
39	男女共同参画の視点からのインターンシップ（就業体験）や体験学習等を実施し、若者のライフキャリア形成や地域参画を促進します。【再掲：事業番号101】	市民文化局
40	科学技術分野への男女共同参画の推進に向け、理工系への理解を深める取組を推進します。	市民文化局 経済労働局 臨海部国際戦略本部

基本施策5 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた環境づくり

誰もが、生涯を通じて働きがいのある充実した生活を送るためには、仕事と家庭生活や地域活動等のバランスを取りながら、個人の状況に応じて多様な生き方を選択できる、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図ることが大切です。しかしながら、現状、主に女性は家庭中心、男性は仕事中心の生活となっており、一人ひとりの希望に応じた生活が必ずしも実現できているわけではありません。さらに今後は、晩婚化・晩産化の進展に伴い、育児と介護の二つのケアが同時期に発生する「ダブルケア*」を担うなど、男女ともに時間的制約のある労働者の増加が見込まれています。誰もが、それぞれのライフイベン

トに応じて、仕事と家庭生活の両立が可能となる職場環境づくりを推進するとともに、子育て支援施策、介護支援施策の充実に取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、在宅勤務やテレワークの導入が進むなど、人々の働き方が見直されつつありますが、こうした動きが従来の長時間労働を前提とした働き方から、多様で柔軟な働き方の実現に繋がるよう、働き方改革を推進していきます。そして、ハラスメントは、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける行為であり、あってはならないという認識のもと、職場や就職活動におけるセクシュアル・ハラスメントのほか、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントやパワー・ハラスメント、性的志向や性自認に対するハラスメントの防止対策等に取り組みます。

施策16 子育て支援策の充実と利用の促進

誰もがワーク・ライフ・バランスを実現しながら、子育て期において多様な選択が可能となるよう、待機児童対策や多様な保育サービスの提供、子育てに関する交流機会の提供等を推進します。

事業番号	事業	所管局
41	引き続き見込まれる保育需要に対し、きめ細やかな利用者支援を通じた待機児童対策を継続して推進します。	こども未来局
42	夜間保育、一時保育、休日保育等など多様な保育事業を推進します。	こども未来局
43	病児・病後児保育事業を実施し、その家族に対する支援を行います。	こども未来局
44	学校や地域との連携を図りながら、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを推進します。	こども未来局
45	地域で活動する子育てグループ等の支援や保護者同士の交流機会の提供を、男女共同参画の視点から行います。【再掲：事業番号64、99】	市民文化局 こども未来局 区役所 教育委員会事務局
46	子育て世代が仕事と生活の両立できる住環境づくりを進めます。	まちづくり局

施策17 高齢者福祉サービスの充実と利用の促進

介護による負担を軽減し、男女が共に仕事と介護の両立ができるよう、介護サービスの提供や介護に関する情報提供を行います。

事業番号	事業	所管局
47	介護サービス基盤の整備や、利用しやすい介護サービスの充実及び普及を図ります。	健康福祉局

48	介護教室等の実施に当たっては、男女共同参画の視点に配慮した内容等を企画します。【再掲：事業番号65】	健康福祉局 区役所
----	--	--------------

施策18 育児・介護休業制度などの定着と利用の促進

子育てや介護に関する各種制度の定着と利用の促進を図ります。

事業番号	事業	所管局
49	育児・介護休業制度取得促進に向けた講座の実施や情報提供を行います。	市民文化局 経済労働局
50	市内企業における育児・介護休業取得などの実態把握を行います。	経済労働局

施策19 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進

長時間労働を前提とした従来の働き方の見直しや在宅勤務やテレワークなど多様で柔軟な働き方、ワーク・ライフ・バランスやハラスメント防止について、普及啓発や情報提供を行います。

事業番号	事業	所管局
51	働きやすい職場環境づくりに向けた「働き方改革」に関する啓発や情報提供を行います。【再掲：事業番号68】	経済労働局
52	在宅勤務やテレワークなど、多様で柔軟な働き方に関する啓発や情報提供を行います。【再掲：事業番号69】	市民文化局 経済労働局
53	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講座・イベントの開催及び情報提供を行います。	市民文化局 経済労働局 こども未来局
54	ワーク・ライフ・バランスの取組を行っている事業者の割合を令和7（2025）年度までに79%以上になるよう目指します。	経済労働局

施策20 市役所における働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進

多様な人材が活躍できる職場づくりに向け、市役所における働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進、男性職員の育児休業取得促進に取り組みます。

事業番号	事業	所管局
55	職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向け、長時間勤務の是正や業務改革・改善に取り組みます。	総務企画局
56	全ての職員が活躍できる職場づくりに向けて、多様な働き方を推	総務企画局

	進めます。	
57	配偶者が出産した職員に占める育児休業取得者の割合が令和7（2025）年度までに30%となるよう目指します。	総務企画局
58	子育てや介護に関する各種制度を取得しやすい環境づくりに努めます。	総務企画局、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、議会局

施策21 働く場におけるハラスメントの防止と被害者支援の推進

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント、性的指向や性自認に対するハラスメントなど、ハラスメントのない職場づくりに向けた啓発を行うとともに、被害者への相談支援を行います。

事業番号	事業	所管局
59	働く場における多様なハラスメント防止に向けた啓発や情報提供を実施します。【再掲：事業番号70】	市民文化局 経済労働局
60	ハラスメント被害に関する相談支援を実施します。	市民文化局 経済労働局
61	市職員に対しハラスメントの防止に向けた啓発を行うとともに、相談窓口での対応を実施します。	総務企画局

基本施策6 家庭生活への男性の参画促進

男女共同参画は、性別にかかわらず、誰もが多様な生き方を自ら選択できる社会を目指すものであり、その取組を進めることは、男性の生き方や働き方の選択肢を広げ、ワーク・ライフ・バランスのとれた充実した生活を実現することにも繋がります。しかしながら、社会にある固定的な性別役割分担意識を背景に、男性の生き方は仕事中心となりやすく、家事・育児・介護や地域活動に費やす時間はいまだ女性に大きく偏っています。近年は、男性の育児休業取得促進に向けた育児・介護休業法の改正が行われましたが、「取得したいが取得できない」男性も多いことが指摘されています。長時間労働の是正に向けた働き方改革や、育児や介護に関する制度を使用しやすい環境の整備と併せて、男性が家事・育児・介護へ積極的に参画する働きかけを行い、誰もが主体的に家庭生活を営むことができるよう取組を推進していきます。

施策22 家事・子育て・介護における男性の主体的な参画の促進

男性がワーク・ライフ・バランスを図りながら主体的に家庭生活に参画できる社会を目指し、身近な地域で男性の参加に配慮した子育て・介護等に関する講座やセミナーを実施します。

事業番号	事業	所管局
62	男性が主体となって企画運営を行う子育てサロン等の開催を通じ、男性の家庭や地域活動への参画を促進します。【再掲：事業番号：98】	市民文化局
63	両親学級や子育てセミナー等の実施に当たっては、男女共同参画の視点に配慮した内容等を企画・実施します。	市民文化局 こども未来局
64	地域で活動する子育てグループ等の支援や保護者同士の交流機会の提供を、男女共同参画の視点から行います。 【再掲：事業番号45、99】	市民文化局 こども未来局 区役所 教育委員会事務局
65	介護教室等の実施に当たっては、男女共同参画の視点に配慮した内容等を企画・実施します。【再掲：事業番号48】	健康福祉局 各区役所

施策23 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

事業番号	事業	所管局
66	教育文化会館・市民館における「家庭・地域教育学級」の実施においては、男性の参加しやすい学級づくりを推進します。	教育委員会事務局

基本施策7 女性活躍や働き方改革に向けた企業の取組の促進

女性の職業生活における活躍や多様な働き方の実現、ハラスメントのない職場づくりを推進するためには、活躍の場の提供主体である企業において積極的かつ主体的に取り組まれることが不可欠です。男女が均等な機会と待遇を享受し、誰もが働きやすい職場づくりに向けて、女性活躍や働き方改革の取組が中小企業を含め幅広く浸透していくよう、啓発活動や情報提供を通じて取組を促進していきます。

施策24 女性の活躍推進や多様な働き方、ハラスメント防止に向けた企業への啓発の推進

市内企業に対して、男女共同参画や働き方改革、ハラスメント防止に関する啓発を行います。また、企業の自主的な取組の推進に向け、女性活躍推進や多様な働き方に関する制度の充実、長時間労働の是正に向けた情報提供を行います。

事業 番号	事業	所管局
67	働く場における男女共同参画や女性活躍推進に関する啓発や講座等を実施します。	市民文化局 経済労働局
68	働きやすい職場環境づくりに向けた「働き方改革」に関する啓発や情報提供を行います。【再掲：事業番号51】	経済労働局
69	在宅勤務やテレワークなど、多様で柔軟な働き方に関する啓発や情報提供を行います。【再掲：事業番号52】	市民文化局 経済労働局
70	働く場における多様なハラスメント防止に向けた啓発や情報提供を実施します。【再掲：事業番号59】	市民文化局 経済労働局

施策25 女性の活躍推進や働き方改革に取り組む企業への支援の推進

女性活躍や働き方改革に取り組む企業の認証等を行い、好事例の発信などを通じ、性別に関わりなく、個性や能力を十分に発揮しながら働ける環境整備を促進していきます。

事業 番号	事業	所管局
71	女性の活躍推進に積極的に取り組む市内中小企業等を対象とした「かわさき☆えるぼし」認証制度による、企業等への支援を推進し、令和7(2025)年度までに認証企業数が100になるよう目指します。	市民文化局
72	女性の活躍に関する状況の把握や課題分析などに向けたノウハウ支援を実施します。	経済労働局
73	女性活躍推進に取り組む企業に対して、公共調達において評価し、受注機会の増大を図ります。	財政局
74	生産性向上・働き方改革に取り組む市内企業に向けた支援を実施します。	経済労働局
75	地域や働く場におけるSDGsの推進に向けて、川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」を運用します。【再掲：事業番号92】	総務企画局

施策26 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び地域における連携の強化

男女の均等な機会と待遇の確保に向けて企業等への働きかけを行います。また、地域における女性活躍や働き方改革の推進に向けて地域経済団体との連携を強化します。

事業 番号	事業	所管局
76	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保に向けた周知啓発を行います。	経済労働局
77	女性活躍や働き方改革の推進にかかる課題の共有化やニーズ把握に向け、地域経済団体などの多様な主体との連携を強化します。	経済労働局

コラム③「かわさき☆えるぼし」認証制度とは

働きたい人が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して働くためには、仕事と家庭が両立できる男女が共に働きやすい職場づくりが不可欠です。川崎市においては、市内事業所のうち 99%以上が従業員 300 人未満の事業所となっており、働く場で男女が共に働きやすい職場づくりが確保されるためには、特に、中小企業の積極的な取組が重要となります。このため、川崎市では平成 30(2018)年度に、女性の活躍推進及びワーク・ライフ・バランスを推進するため、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる中小企業の皆様を対象に、「かわさき☆えるぼし」認証制度を創設しました。

認証企業の募集は毎年 1 回行っており、令和 3(2021)年 3 月現在、59 社が認証されています。認証された企業からは、「会社のイメージアップにつながった」、「求人募集の際、多数の応募が集まるようになり、人材確保面での効果を感じた」、「認証企業となったことで、社内でより一層の女性活躍を進める機運が高まった」、「女性の活躍推進に取り組むことが働き方改革にも繋がり、男性従業員から家族と過ごす時間が増えたという反応があった」、といった声が寄せられています。今後も「かわさき☆えるぼし」認証企業の取組を広く伝えていくことで、市内企業における女性活躍や働き方改革の取組を促進していきます。



【認証マーク】



【事例集・ポスター】

目標Ⅲ 地域における男女共同参画の推進

単身世帯の増加や少子高齢化が進む中で、地域では気候変動や災害への対策、困難を抱え孤立する人の包摂など、様々な課題に対応することが求められています。多様な視点を反映した地域社会の実現に向けて、地域防災などの方針決定過程への女性の参画や、仕事中心の生活となっている男性の地域活動への参画を促進します。また、新型コロナウイルス感染症をはじめ社会経済状況が変化する中、DVなどの暴力の被害者や、貧困に苦しむ人、教育や就労などの機会が得られない人など、困難な状況にある人が増えています。性別によって課題やニーズが異なること、また性別、年齢、障害の有無、国籍等に起因する困難を複合的に抱えている場合があることに留意しながら、誰もが地域で安心して暮らすことができる環境の整備を推進します。そして、一人ひとりがお互いの身体的性差を十分に理解し尊重しながら、生涯にわたって地域で健康に生活できるよう、性差に応じた医療や健康増進の環境整備、ライフステージに応じた健康づくりを推進していきます。

基本施策8 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援

DVをはじめ、性暴力や虐待といった様々な暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成に向けて暴力を許さない社会づくりを推進することが重要です。被害者の多くは女性となっていますが、男性や性的マイノリティも含まれることに留意する必要があります。被害者が一人で抱え込まず、安心して身近な相談窓口相談できるよう、相談窓口の周知と関係機関と連携した被害者支援を行うとともに、暴力の防止に向けた啓発・教育を推進していきます。特に、JKビジネスや児童への性的虐待など、性暴力や性犯罪の被害が低年齢化・深刻化していることを踏まえ、幼少期から若年層に対して人権教育や啓発活動を推進していきます。

施策27 ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進

「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、関係機関と連携した被害者への支援や支援を担う関係者の人材育成、DVに関する相談窓口の周知と予防啓発に取り組みます。

事業番号	事業	所管局
78	「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」を推進し、配偶者等からの暴力による被害者への支援を実施します。	市民文化局 こども未来局
79	ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口の周知や情報提供を行います。	市民文化局 こども未来局
80	ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた啓発や研修を実施します。	市民文化局 こども未来局

施策28 若年層に対する暴力の防止と被害者支援の推進

性犯罪や性暴力を許さない社会づくりに向けた啓発に取り組むとともに、若年層に対する予防啓発を推進します。また、関係機関と連携して、被害の早期発見及び被害者支援に取り組みます。

事業番号	事業	所管局
81	デートDVや性暴力の防止に向け、若年層を対象にしたワークショップを実施します。	市民文化局 教育委員会事務局
82	性暴力、ストーカー等の被害の理解促進及び相談窓口の周知を行います。	市民文化局
83	性暴力の被害者への支援を行うとともに、若年層が相談しやすい体制の整備に努めます。	市民文化局 こども未来局
84	子どもに対する性的虐待や性暴力の防止及び早期発見・早期対応に努めます。	こども未来局 市民オンブズマン事務局 教育委員会事務局

施策29 男女平等や人権侵害に関する相談事業の推進

性別に関わる問題や家庭や職場、地域などで直面する様々な困難について、相談事業を推進し、相談者の気持ちを尊重しながら、問題解決に向けた支援を行います。

事業番号	事業	所管局
85	女性のさまざまな悩みにかかる相談事業を実施します。 【再掲：事業番号105】	市民文化局
86	男性のさまざまな悩みにかかる相談事業を推進します。 【再掲：事業番号13】	市民文化局
87	男女平等に関わる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援や、関係機関等への調査・調整等を実施します。	市民オンブズマン事務局
88	性的マイノリティの人々の人権を尊重する視点から相談支援を実施します。【再掲：事業番号120】	こども未来局 健康福祉局 教育委員会事務局
89	男女平等や人権侵害に関する相談窓口を周知します。	市民文化局 市民オンブズマン事務局

コラム④ デートDVとは

DVは夫婦等の間だけではなく、交際相手間で起こる暴力を「デートDV」といいます。デートDVには、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、相手が傷つく言葉を言ったり、無視するといった精神的暴力、無理やり性行為をするといった性的暴力、交友関係や電話を監視するといった社会的暴力、デート費用をいつも負担させるといった経済的暴力が含まれます。川崎市が平成30(2018)年度に実施したアンケートでは、女性で20.5%、男性では11.6%が、交際相手から暴力を受けたことがあると答えています。

川崎市では、若年層に向けたデートDV防止対策として、中高生や大学生等を対象に、デートDV防止の出前講座を学校で実施しています。デートDVの認知経路については、「学校の授業」を選んだ人の割合が、全体では4.5%（女性5.0%、男性3.7%）となっていますが、20代は31.0%（女性33.3%、男性27.3%）と有意に高くなっており、若年層がデートDVを認知する媒体として学校の役割が大きいことがわかります。将来的な被害者及び加害者を生み出さないために、学校教育の各段階において暴力を許さない教育を推進し、若年層に向けたデートDV防止対策の強化を図ることが求められています。（出典：「かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書」平成31(2019)年）

基本施策9 地域活動における男女共同参画の推進

地域社会においては、多様な背景を持つ住民が、地域活動にともに参画し、協力して地域課題等に取り組んでいくことで、地域の活性化につながることを期待されます。これまで、女性は地域防災活動や、高齢者福祉や子育て、環境活動といった、地域で行われる様々な活動に関わってきましたが、方針決定過程への参画は十分に確保されているとは言い難く、女性の参画拡大に向けた理解を促進します。また、次世代を担う子ども・若者が性別に関わらず自分らしい生き方を選択できるよう、地域における教育機会の提供を推進していきます。

施策30 地域で活動する市民団体等と連携した男女共同参画の促進

地域における活動において、性別や年齢等による参加の偏りが生じることがなく、また、地域活動に男女共同参画の視点が反映されるよう各団体へ働きかけます。

事業番号	事業	所管局
90	市民・市民活動団体等及び事業者と連携した「かわさき男女共同参画ネットワーク」活動を推進します。	市民文化局
91	男女共同参画社会の形成に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体等への支援を行います。	市民文化局 教育委員会事務局
92	地域や働く場におけるSDGsの推進に向けて、川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」を運用します。 【再掲：事業番号75】	総務企画局

93	町内会・自治会やP T A等の活動における男女共同参画について理解の促進に努めます。【再掲：事業番号95】	市民文化局 各区役所 教育委員会事務局
----	---	---------------------------

施策31 地域活動における方針決定過程への女性の参画促進

地域のあらゆる場における方針決定過程への女性の参画拡大に向け、理解促進や学習機会の提供に努めます。

事業番号	事業	所管局
94	地域活動における方針決定過程への女性の参画拡大についての理解を促進し、地域で中心的な役割を担う女性の人材育成に向けた学習機会を提供します。	市民文化局
95	町内会・自治会やP T A等の活動における男女共同参画について理解の促進に努めます。【再掲：事業番号93】	市民文化局 各区役所
96	政治分野における男女共同参画推進に向けた情報収集・提供を行います。	市民文化局

施策32 男性が地域活動に参画できる環境づくり

男性の積極的な地域活動への参画に向け、男性向け講座等を開催します。

事業番号	事業	所管局
97	男性の地域活動への参画を促進するための講座を実施します。	教育委員会事務局
98	男性が主体となって企画運営を行う子育てサロン等の開催を通じ、男性の家庭や地域活動への参画を促進します。 【再掲：事業番号62】	市民文化局
99	地域で活動する子育てグループ等の支援や保護者同士の交流機会の提供を、男女共同参画の視点から行います。 【再掲：事業番号45, 64】	市民文化局 こども未来局 区役所 教育委員会事務局

施策33 地域における子ども・若者の自己形成や社会参画の促進

次世代を担う子ども・若者が、地域の中で、固定的な性別役割分担意識にとられない自己形成や社会参画が図れるよう支援を行います。

事業番号	事業	所管局
------	----	-----

100	地域の幅広い世代の市民が主体となって、子どもたちの学習や体験活動を支援します。	教育委員会事務局
101	男女共同参画の視点からのインターンシップ（就業体験）や体験学習等を実施し、若者のライフキャリア形成や地域参画を促進します。【再掲：事業番号39】	市民文化局

施策34 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進

災害時の支援において性別等によりニーズが異なることに配慮し、男女共同参画の視点から災害対策を推進します。また、より多くの女性が地域防災の担い手として参画し、多様な視点が地域防災活動に反映されるよう取組を進めます。

事業番号	事業	所管局
102	市民と連携した情報発信や出前講座の実施を通じ、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制への理解促進及び地域防災の担い手となる女性リーダーの養成を推進します。	市民文化局
103	男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制の構築を推進します。	総務企画局
104	地域の避難所運営等において男女双方の参加を促進し、固定的な性別役割分担意識にとらわれない地域防災活動を推進します。	各区役所

コラム⑤ 男女共同参画の視点からの地域防災とは

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、男女共同参画の視点が欠けることによって様々な課題が明らかになってきました。具体的には、方針決定の場に参画する女性の割合の低いことによって、おむつや生理用品などの衛生用品が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったりする場合や、固定的な性別役割分担意識を背景に、「女性だから」ということで当然のように食事準備や清掃等を割り振られたりする場合があります。さらに、災害時においてもDVや性暴力などが発生しますが、相談すること自体難しい状況にあることも少なくなく、被害についての声を上げられず、被害が潜在化する危険性が指摘されています。

こうした課題を踏まえ、国は「防災基本計画」、「男女共同参画基本計画」、「避難所運営ガイドライン」等において、地域防災に係る方針決定過程への女性の参画を十分に確保することや、避難所運営等において女性と男性のニーズの違いなどに配慮することを位置付けています。川崎市においても、「川崎市地域防災計画」をはじめ「自主防災組織の手引き」や「避難所運営マニュアル」に、被災時の男女のニーズの違いへの配慮や、避難所運営における男女共同参画の推進を記載しています。また、川崎市男女共同参画センターでは、市民グループと協働し、避難所運営会議や防災訓練等において啓発活動を行っています。

基本施策 10 男女共同参画の視点に立った貧困など複合的な困難に対する支援

女性は男性に比べ非正規雇用者割合が高く、育児や介護等のケア役割を多く担うことで就業継続が難しくなるなど、貧困等の生活上の困難に陥るリスクが高い状況にあります。とりわけ、ひとり親や単身女性、高齢女性等を中心に、不安定な就労を継続せざるを得ない状況にある女性は、経済的困難の中で孤立し、生きづらさを抱えていることが懸念されます。昨今顕在化している「生理的貧困」のように、貧困等生活上の困難に対する支援を行う際は、課題やニーズが男女で異なることを踏まえ、誰もが地域で安心して暮らせる環境づくりに努めていきます。特に、女性であることに加え、高齢であること、障害があること、日本で生活する外国人であること、性的マイノリティであることなど、複数の属性が重なることで複合的に困難な状況に置かれる場合があることに留意して取組を推進します。

施策35 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援

困難を抱えた女性に対して、自助グループ等を通じた居場所づくり支援を行います。また、貧困等生活上の困難を抱えている人への支援においては、男女の賃金格差等を背景に女性は経済的リスクが高いことを踏まえ支援を実施します。さらに、次世代への貧困の連鎖を断ち切るため、家庭の経済状況等によって子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないように支援を行います。

事業番号	事業	所管局
105	女性のさまざまな悩みにかかる相談事業を実施します。 【再掲：事業番号85】	市民文化局
106	家族関係や就労問題、ひきこもりなどに悩みを抱える女性が、交流を通じてエンパワメントし解決に向かえるよう、居場所づくりの支援を行います。	市民文化局
107	生活基盤の確保や自立にむけた支援を行います。	経済労働局 健康福祉局 まちづくり局
108	「貧困の連鎖」の防止に向けて、困難を抱える子どもに対する支援を実施します。	健康福祉局 こども未来局 教育委員会事務局

施策36 ひとり親家庭に対する支援の充実と自立の促進

ひとり親家庭のうち、特に母子世帯は就業や子育て、生活等の様々な面で困難を抱えやすく、生活支援や就業支援、経済的支援をはじめとする各種支援を推進します。

事業番号	事業	所管局
------	----	-----

109	ひとり親家庭の生活の安定と向上を目的に、生活・就業等に関する相談支援を実施します。	こども未来局
110	ひとり親家庭の自立の促進に向けて、子育てや生活の支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援、居住支援等を行います。	こども未来局 まちづくり局
111	ひとり親家庭が必要な支援に結びつくよう、さまざまな制度や相談窓口等に関する情報提供を行います。	市民文化局 こども未来局

コラム⑥ 生理の貧困とは

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという「生理の貧困」問題が顕在化しており、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題となっています。

生理の貧困対策として、国では令和3(2021)年3月に「地域女性活躍推進交付金」のメニューに「つながりサポート型」を追加しました。「つながりサポート型」は、不安を抱える女性が社会との絆・つながりを回復することができるように支援する事業を行うもので、その中で生理用品の提供も可能となっています。川崎市においても、令和3年度地域女性活躍推進交付金を活用し、コロナ禍で困難や不安を抱える女性が、適切な相談や支援窓口につながるができるよう、相談機能の拡充を実施しました。具体的には、男女共同参画センターのフリーダイヤルによる電話相談を実施するとともに、各区役所、社会福祉協議会、ハローワーク、男女共同参画センターにおいて生理用品と相談窓口一覧などを同封した「つながりサポート品」の配布を行いました。

施策37 外国人市民に対する支援の充実と差別のない人権尊重のまちづくりの推進

言葉や文化の違いに加え、女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合や、課題やニーズが男女で異なる場合があることに留意して、多文化共生社会や差別のない人権尊重のまちづくりを推進します。

事業番号	事業	所管局
112	外国人市民に対する情報提供や相談事業、学習機会等を推進します。	市民文化局 こども未来局 まちづくり局 教育委員会事務局
113	互いの文化や生活の理解が進むよう交流機会の充実に努めます。	市民文化局 教育委員会事務局
114	「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進します。	市民文化局

施策38 高齢者が安心して暮らせる環境整備と社会参加への支援

高齢期に達するまでの働き方やライフスタイルにおける男女の置かれた状況の違いが、高齢期における年金等の収入格差等に現れることに留意して、高齢者が安心して暮らせる環境整備や支援に取り組みます。

事業番号	事業	所管局
115	高齢者が地域で安心して暮らせるよう環境整備や支援を行います。	健康福祉局 まちづくり局
116	就労支援や生きがい・健康づくりを通じた高齢者の社会参加を促進します。	健康福祉局

施策39 障害者が安心して暮らせる環境整備と社会参加への支援

障害のある人が日常生活や就労等の場において直面する困難において、女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合や、課題やニーズが男女で異なる場合があることに留意して、障害者が安心して暮らせる環境整備や支援に取り組みます。

事業番号	事業	所管局
117	障害者が地域で安心して暮らせるよう環境整備や支援を行います。	健康福祉局 まちづくり局
118	就労支援や障害者福祉に対する普及啓発を行い、障害者の社会参加を促進します。	健康福祉局

施策40 性的マイノリティの人々の人権尊重に向けた取組の推進

性的マイノリティの人々の人々が深刻な生きづらさを抱えている実態を踏まえ、社会の理解促進と当事者に向けた支援を推進します。

事業番号	事業	所管局
119	性的マイノリティ当事者の抱える生きづらさの解消に向けて、「川崎市パートナーシップ宣誓制度」を推進します。	市民文化局
120	性的マイノリティの人々の人権を尊重する視点から相談支援を実施します。【再掲：事業番号88】	健康福祉局 こども未来局 教育委員会事務局

施策41 就労に困難を抱えた若者に対する自立支援の促進

事業 番号	事業	所管局
121	働くことに不安を抱える若者等に対し、個別相談や各種セミナーなどを実施します。	経済労働局

コラム⑦ 性的マイノリティの人権とは

性的マイノリティとは、同性愛者や、出生時に割り当てられた性別と自認する性別が一致していないという性的違和を持つなど、セクシュアリティが少数派の人々の総称を指します。性的マイノリティの中には、性的指向や性自認が周囲と異なることによって、偏見や差別的なまなざしを向けられることを恐れて、自分のことを周囲に伝えられず、悩みを抱えている人もいます。また、性的マイノリティの人権尊重は、近年重要な政策課題として重視されてきていますが、家庭、学校、地域社会、職場等での理解は十分ではなく、性的マイノリティであることを本人の同意なく暴露するといった「アウティング」や、性的指向や性自認に関するハラスメントなどの人権侵害を防止する対策が求められています。

性的マイノリティ当事者の抱える生きづらさの解消に当たっては、当事者の生活上の障壁を取り除く取組が重要であるとの認識のもと、川崎市では、性的マイノリティの方を対象に、互いが人生のパートナーであることを宣誓する「川崎市パートナーシップ宣誓制度」を、令和2(2020)年7月に創設しました。この制度を通じて性の多様性に関する理解を促進し、一人ひとりが、性別にかかわらず、誰もが自分らしく生きることができるとする社会の形成に向けて取り組んでいくことが求められています。

基本施策 11 生涯を通じた健康支援

誰もが互いの身体的性差を十分に理解し尊重し合い、正確な知識・情報に基づいて心身及びその健康について主体的に行動することは、生涯を通じ重要なことです。特に女性は、妊娠や出産を経験する可能性があるなど、男性とは異なる健康上の問題に直面しやすく、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点を踏まえながら、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など人生の各段階を通じて健康支援を行っていきます。また、若い世代が心身や性に関する正しい知識を習得し、豊かな人生を送ることができるよう、教育や啓発を推進します。

施策42 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進

生活習慣や身体的な特徴の違いによって、性別によって異なる健康上の問題に直面することに留意し、生涯を通じて適切な健康の保持増進が図れるよう健康づくりを支援します。

事業番号	事業	所管局
122	男女の性差に応じた、健康に関する正しい知識や運動習慣の普及を推進します。	健康福祉局 教育委員会事務局
123	更年期・高齢期の健康づくり、介護予防に自主的に取り組めるよう支援します。	健康福祉局

施策43 妊娠・出産などに関する健康支援

地域において安心して子どもを産み育てることができるよう、不妊や妊娠・出産等についての支援や医療体制の確保を行います。

事業番号	事業	所管局
124	周産期医療体制の確保に向けた取組を推進します。	健康福祉局 病院局
125	妊産婦等への心身の健康保持に向けた取組を実施します。	こども未来局 病院局
126	不妊に悩む男女への相談支援や治療に対する助成を実施します。	こども未来局 病院局

施策44 女性特有の健康課題に対する性差医療の推進

女性特有のがん対策や女性専用外来における対応など、性別によってかかりやすい病気や病態が異なることを考慮し、的確な医療を推進します。

事業番号	事業	所管局
------	----	-----

127	女性専用外来設置医療機関や女性医師のいる医療機関についての情報提供を行います。	健康福祉局
128	女性特有の疾患に対する検診や治療等を推進します。	健康福祉局 病院局

施策45 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）や健康に関する正しい知識の普及啓発の推進

生涯を通じて心身ともに満たされ健康にいられるよう、性と生殖に関する正しい知識や、健康をおびやかす問題についての周知啓発を推進します。

事業 番号	事業	所管局
129	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）について周知啓発を行います。	こども未来局
130	思春期の保健向上を目指した健全母性育成事業を実施します。	こども未来局
131	学校教育において、発達の段階に応じた性に関する正しい知識の習得を推進します。	教育委員会事務局
132	心身ともに健康に影響を及ぼすH I Vや性感染症、薬物の使用などを防止するための正しい知識の普及を行います。	健康福祉局 教育委員会事務局

施策46 こころと体の健康に関する相談事業の推進

事業 番号	事業	所管局
133	こころと体の健康に関する相談事業を推進します。	市民文化局 健康福祉局

第4章 計画の推進について

第5期行動計画を推進していくため、次のような推進体制により取組を進めるとともに、進行管理を行っていきます。

1 推進体制

(1) 附属機関

川崎市男女平等推進審議会

条例に基づき設置された市の附属機関です。審議会委員は市民、事業者、関係団体の代表者及び学識経験者により構成されており、市長の諮問⁴に応じて、市の男女平等施策に関する事項について調査・審議します。また、審議会では、行動計画や市の施策について意見を述べるほか、行動計画に基づく事業の進捗について点検・評価等を行います。

(2) 庁内の推進体制

ア 川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議

川崎市における人権及び男女共同参画関連施策を総合的に推進するための庁内会議です。副市長を会長に、各局本部（室）区の局長級職員が委員となり、人権施策や男女共同参画施策に関する企画や重要事項の決定、施策についての研究・協議等を行います。

また、各局本部（室）区の庶務担当課長や関係課長級を委員とした幹事会を置き、その中に、男女平等施策推進部会を設置しています。部会は、男女平等推進行動計画の策定や、計画の実施状況をまとめた年次報告書の作成について所掌し、計画を具体的に推進していく役割を担っています。

イ 川崎市男女共同参画推進員

市政のあらゆる分野において、男女共同参画の視点が共有されるよう、各局本部（室）区に男女共同参画推進員を設置しています。推進員は、各局本部（室）区それぞれ男女1名ずつ、合計2名とし、1名を人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会の幹事をもって充てることとしています。推進員は、各局本部（室）区で、男女平等を推進する役割を担っており、主に以下の職務を行います。

- ① 所管する事業の点検に関すること
- ② 発行する刊行物等の広報物の点検に関すること
- ③ 川崎市男女平等推進行動計画の年次報告に関すること
- ④ 所管する審議会等の委員選任に係る事前協議に関すること
- ⑤ その他男女平等の推進に必要なこと

(3) 市、市民、事業所との連携による推進

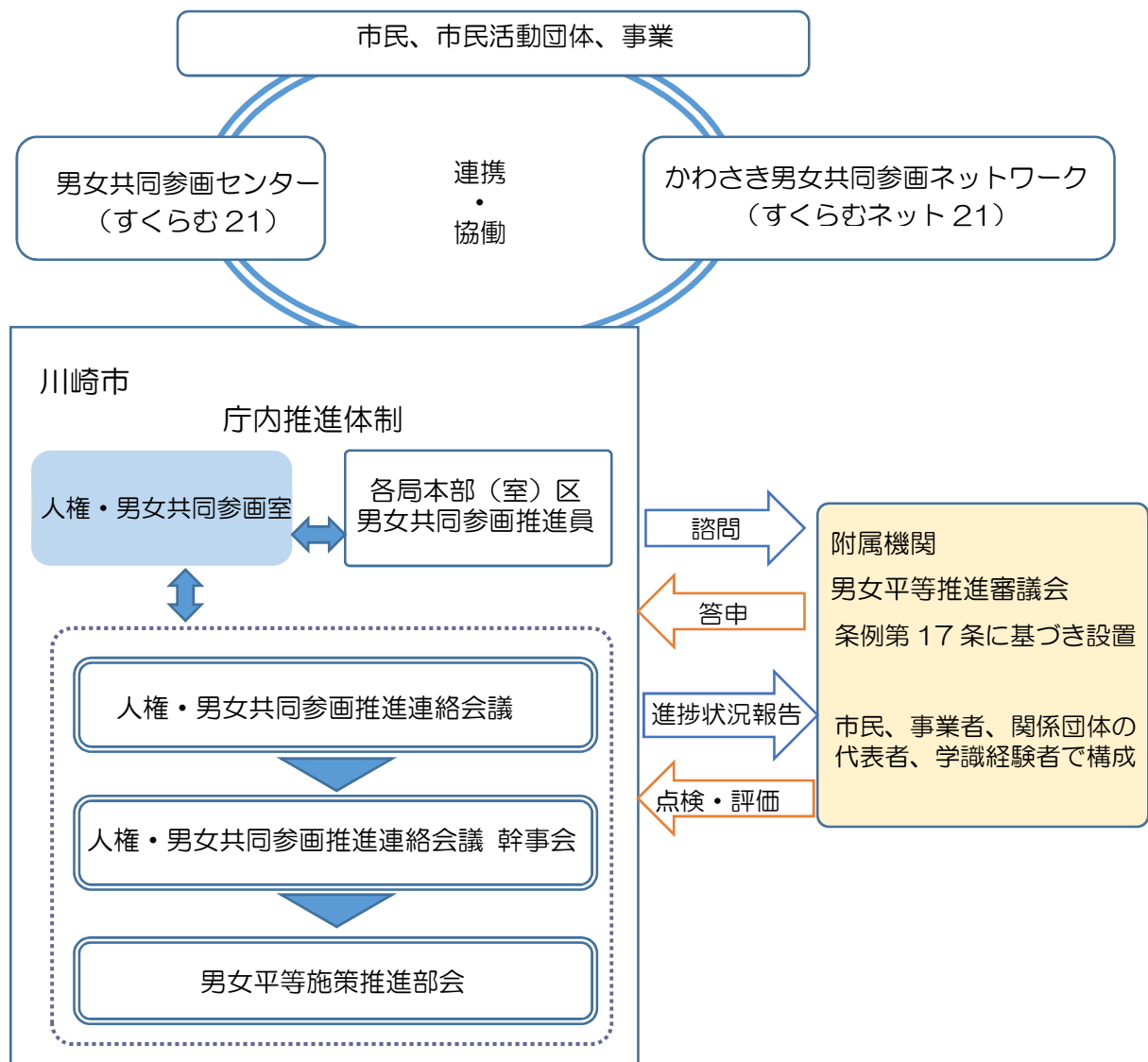
ア 川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）

⁴ 一定の機関や有識者に対し、ある問題について意見を尋ね求めること。

川崎市男女共同参画センター（愛称：すくらむ 21）は、条例に基づき設置された市の男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進拠点です。市民や事業者に対し、広く男女共同参画を推進するために、センターでは、男女共同参画に関する調査・研究、情報収集・発信、講座の実施、市民の交流機会の提供など、幅広い事業を行っています。

イ かわさき男女共同参画ネットワーク（すくらむネット 21）

市、市民、事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現を目指す場として、平成 17（2005）年にかわさき男女共同参画ネットワークを設立しました。ネットワークには、市域で活動する民間団体等（令和 3（2021）年現在 44 団体）が加盟しており、これらの団体が、地域社会の一員として「身の回りから」男女共同参画を推進することを目的として活動しています。年間を通じて、男女共同参画に係る情報共有や意見交換を行うほか、「男女共同参画フォーラム」を開催し市民に向けた啓発活動も行っています。



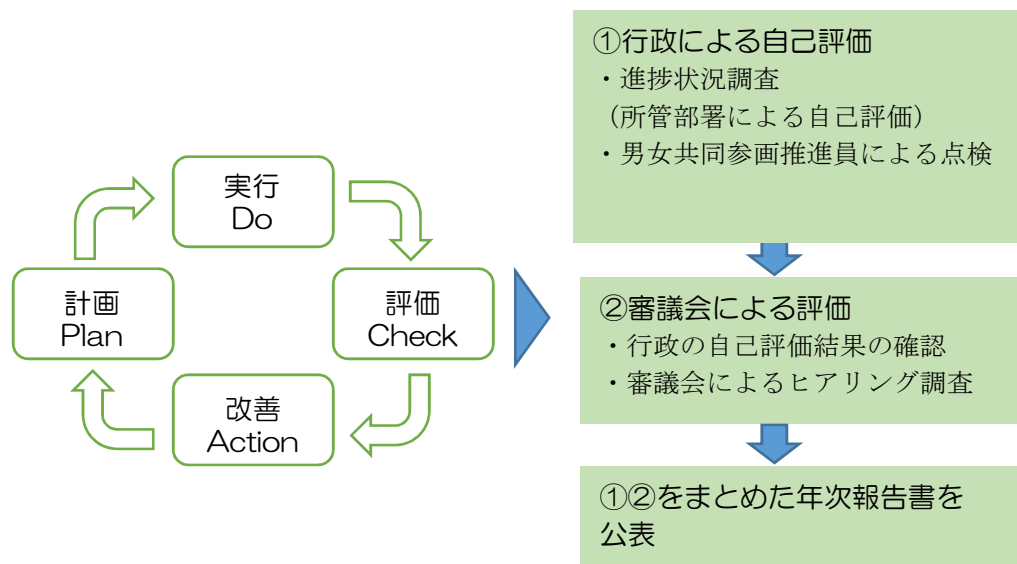
2 計画の点検・評価

(1) 事業の点検・評価

毎年、事業の所管課及び男女共同参画推進員から、施策の取組状況について報告を受け、計画の進捗状況を把握します。その結果を審議会に報告し、所管課へのヒアリング等を通じて、点検・評価を行います。

(2) 結果の公表

事業の進捗状況についての所管課及び男女共同参画推進員からの報告と審議会での評価結果を、年次報告書としてまとめ、市民に公表します。報告書の作成にあたっては、市役所管理職や審議会等委員に占める女性の割合などの数値実績についても掲載し、計画の進捗状況をわかりやすく示していきます。



3 数値目標

第5期行動計画を着実に推進していくため、次のとおり数値目標を設定します。目標達成に向け、啓発や各事業の取組の一層の推進を図ります。

〔第5期行動計画の数値目標〕

項目【事業番号】	現状値 【年度】	目標値 【令和7(2025)年度】
性別にかかわらず、自分の個性や能力を発揮できる状況であると思う市民の割合(男女が平等になっていると思う市民の割合)	32.5% 【令和元(2019)年度】	33%以上
市の審議会等委員に占める女性の割合 【21】	31.2% 【令和3(2021)年度】	40%以上

女性委員ゼロの審議会等の数 【22】	22 【令和3(2021)年度】	0
市役所課長級職員に占める女性の割合 【25】	24.0% 【令和3(2021)年度】	30%以上
就業に関する総合相談窓口「キャリアサポートかわさき」における女性年間就職決定者数 【35】	236人 【令和2(2020)年度】	278人以上
ワーク・ライフ・バランスの取組を行っている事業所割合 【54】	76.8% 【令和2(2020)年度】	79.0%以上
配偶者が出産した市役所職員に占める育児休業取得者割合 【57】	17.8% 【令和2(2020)年度】	30%以上
「かわさき☆えるぼし」認証企業数 【71】	59 【令和2(2020)年度】	100以上

「第 5 期川崎市男女平等推進行動計画（案）」

について御意見をお寄せください

川崎市では、男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」の実現をめざして、目標や基本的な施策の方向性を示し、具体的に実施する施策事業を体系付けた行動計画を策定しています。

今回、この行動計画を、これまでの取組状況や課題、社会状況の変化等を踏まえ改定します。改定案として「第 5 期川崎市男女平等推進行動計画（案）」を取りまとめましたので、皆様の御意見をお寄せください。

1 意見募集の期間

令和 3 年 1 1 月 2 6 日（金）から 1 2 月 2 6 日（日）まで

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、御提出ください。

* 電話及び来庁（口頭）による意見等はお受けできませんので、御了承ください。

(1) 市ホームページ

川崎市ホームページの「意見公募（パブリックコメント）」にアクセスし、案内にしたがって、専用フォームから送信してください。

(2) 郵送

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 1 1 - 2 川崎フロンティアビル 9 階
市民文化局 人権・男女共同参画室 宛て

* できるだけ、閲覧資料に添付の「意見書」を使用してください。「意見書」以外で提出される場合は、必ず、「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX 番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。「氏名」・「連絡先」は、「意見書」の内容を確認させていただく場合があるために記載をお願いするものです。

* 郵送の場合、12 月 26 日必着です。

(3) FAX

FAX 番号 (044) 200-3914

3 資料の閲覧方法

川崎市ホームページから閲覧できるほか、かわさき情報プラザ（川崎市役所第 3 庁舎 2 階）、各区役所の市政資料コーナー、市民文化局人権・男女共同参画室、川崎市男女共同参画センターに資料を配架します。

4 注意事項

- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。なお、お寄せいただいた御意見の概要と、それに対する市の考え方と対応について、取りまとめを行い、川崎市ホームページで公表します。
- ・ お知らせいただいた個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重に保護・管理されます。御意見の概要等を公表する際に、個人情報を公開することはありません。

5 説明会のお知らせ

計画（案）についての説明会を開催いたしますので、御参加ください。

【日 時】 令和 3 年 1 2 月 1 0 日（金）午後 4 時～午後 5 時

【場 所】 川崎市男女共同参画センター（すくらむ 2 1）

住所：川崎市高津区溝口 2 - 2 0 - 1

【定 員】 3 0 人 ※当日、直接会場にお越しください。

問合せ先

市民文化局 人権・男女共同参画室 電話 (044) 200-2300